

第2部

施策紹介

第1部で確認した番号をもとに、事業内容を御確認ください。

3 再生可能エネルギー種別ごとに使えるものを検討したい！

※様々な再生可能エネルギー導入に使える、2、7も参照ください。

- 3-1 太陽光
 - 公共施設・公有地のポテンシャルを知りたい → 11
 - 「営農型太陽光発電」を実施したい → 13
- 3-2 風力 → 12
- 3-3 バイオマス
 - 未利用バイオマスを活用したい → 13
 - 畜産バイオマスプラントを導入したい → 14
 - バイオ液肥を利用したい → 14

※木質バイオマスは、2、7を御参照ください。

11

この事業のページへ

地域防災事業実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業のうち、**小規模事業者への太陽光発電設備などの導入調査支援**

太陽光発電設備未設置箇所（公共施設、商業施設等）や付帯調査、建設・土地形見地調査等、を支援する

エネルギーを導入するにあたり生じる課題や目的等の調査・設置に必要な調査検討

補助率 3/4

補助対象者 地方公共団体（共同の場合のみ民間事業者も可）

特筆すべき要件等 ・事業実施後2年以内に検討結果を地方公共団体実行計画（区域開発編）に反映させること。

問い合わせ先 環境省 大臣官邸環境計画課 03-5521-8234
北海道地方環境事務所 地域防災企画室 011-299-2460

参考URL: https://icespa.jp/offering/20220316_01

11

浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業

事業内容 浮体式洋上風力発電の導入を加速するため、浮体式洋上風力発電の早期普及に貢献するための情報や、地域が浮体式洋上風力発電によるエネルギーの地産地消を目指すに当たって必要な各種調査や当該地域における事業性、二酸化炭素削減効果の検証などを検討する。

補助対象者 浮体式洋上風力発電の早期普及に向けた調査・検討等

補助率 10/10（委託事業）

補助対象者 民間事業者、地方公共団体、大学、公的研究機関、等

問い合わせ先 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域防災企画室 011-299-2460

参考URL: <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondankai/energy-taisakutokubetsu-kaikeri04/gsyk04-07-02.pdf>

12

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

事業内容

2050年にカーボンニュートラルを達成するために、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する。

補助対象物

2050年までの再生可能エネルギーの導入目標や計画策定、合意形成

補助率 3/4

補助対象者 地方公共団体

特筆すべき要件等

- ・2050年の脱炭素社会を見据えた目標策定であること
- ・事業実施後2年以内に検討結果を地方公共団体実行計画（区域施策編）に反映させること。

問い合わせ先

環境省 大臣官房環境計画課 03-5521-8234
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL : https://rcespa.jp/offering/20220316_01

2050年カーボンニュートラル実現のために
市町村内再生可能エネルギーの導入目標設定



地域脱炭素合意形成支援事業

事業内容

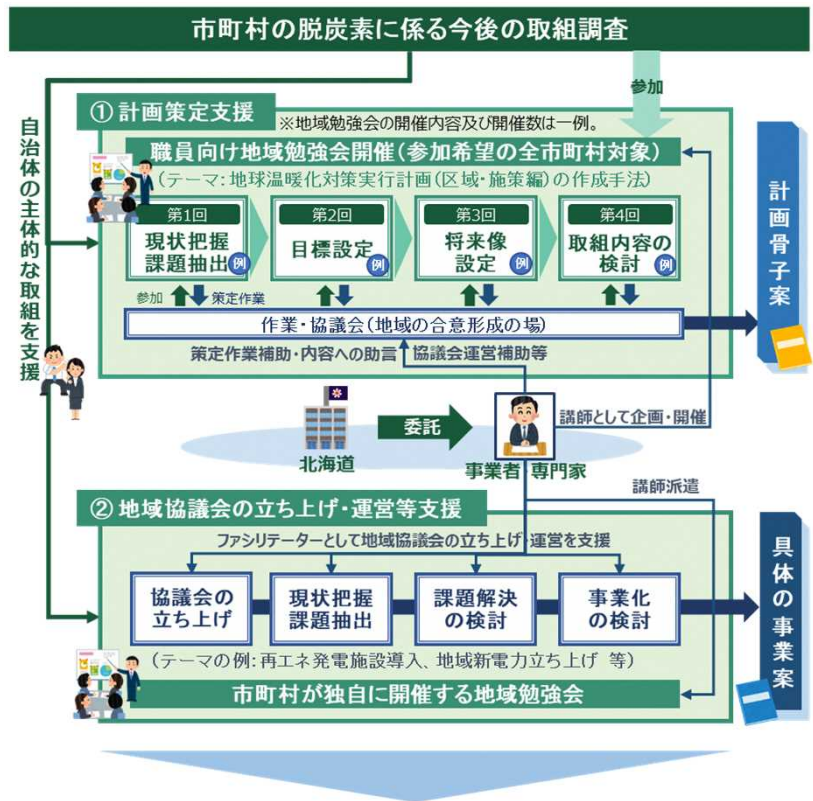
市町村が主体的に取り組む脱炭素に関わる計画策定や、地域協議会の立ち上げ・運営など、市町村の脱炭素進捗に応じた「実動的な取組」を道が支援する。

特筆すべき要件等

道が実施する取組意向調査等に基づき、5以上の自治体又は地域に対して各種支援を行う。なお、計画策定の職員向け勉強会は希望する全市町村を対象とする。

問い合わせ先

北海道 環境生活部
ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課
011-204-5334



合意形成プロセスを可視化し、事例を水平展開

事業内容

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

補助対象物

再生可能エネルギー（風力・太陽光等）の円滑な導入のため、促進エリアのゾーニング（エリア設定）、合意形成

補助率 3/4

補助対象者 地方公共団体

特筆すべき要件等

- ・取りまとめられた報告書は事業完了から3か月以内に公表すること
- ・事業完了後2年以内に検討結果を地方公共団体実行計画（区域施策編）に反映させること
- ・検討結果を地球温暖化対策法に基づく都道府県基準や促進区域等に反映されること

問い合わせ先

環境省 大臣官房環境影響評価課 03-5521-8235
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL : https://rcespa.jp/offering/20220316_01

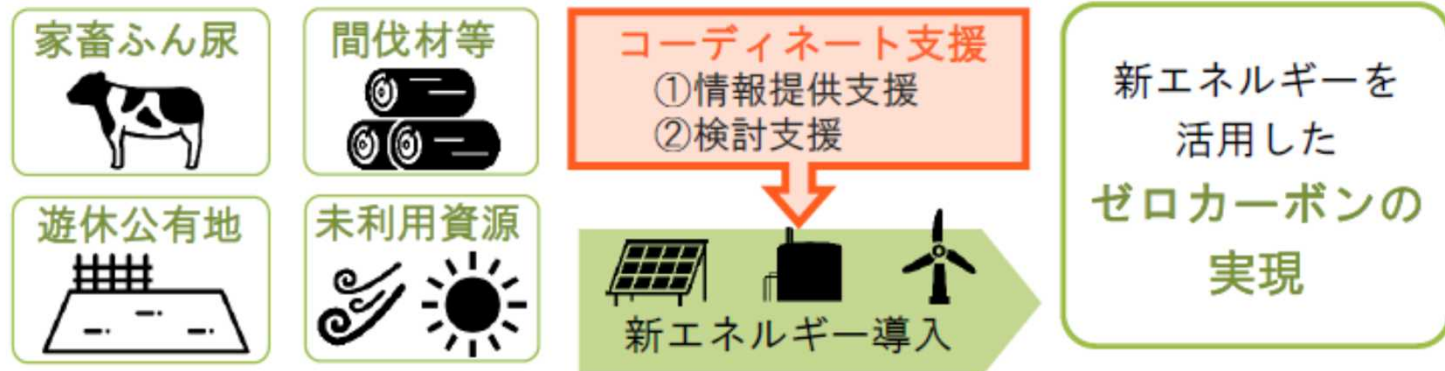


事業内容

地域が主体となって行う新エネルギー導入等に対して、コーディネーターによる事業の掘り起こしや事業計画等の策定を支援する。

特筆すべき要件等

市町村の意向を確認調査した上で、支援する予定



問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局
 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室
 011-204-5319

事業内容

市町村等が取り組む、新エネルギービジョン等に基づく新エネルギー設備の導入を前提とした事業実施可能性調査（FS調査）等を支援する。

補助対象物

新エネルギー設備導入を前提とした事業実施可能性調査（FS調査）等

補助率

1/2以内（上限300万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局
 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室
 011-204-5319

事業内容

脱炭素化に向けて、新エネルギー導入を進める市町村等の取組を加速化するため、新エネルギー設備の導入に向けた設計や、合わせて行う新エネ設備の導入を増大させる省エネ設備導入に向けた設計に対し支援する。

補助対象物

新エネルギー設備の導入や、合わせて行う新エネルギー設備導入の効果を増大させる省エネルギー設備導入に向けた設計

補助率

1/2以内（上限500万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

特筆すべき要件等

省エネの導入を伴う場合は、新エネ導入経費を下回ること。

問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局
環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室
011-204-5319

参考URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kikin.html>

新エネルギー設備等導入支援事業（新エネルギー設備導入支援事業） 07

事業内容

脱炭素化に向けて、地域経済の活性化や地域振興などへの波及効果の高い新エネ利用に関する設備導入や、合わせて行う新エネ設備導入の効果を増大させる省エネ設備の導入を支援する。

補助対象物

地域経済の活性化等への波及効果の高い新エネルギー設備導入や、合わせて行う新エネルギー設備導入の効果を増大させる省エネルギー設備導入

補助率

1/2以内（上限5,000万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

特筆すべき要件等

モデル事業の成果を活用した取組については、事業期間は最長2カ年度（補助額は最大2カ年1億円）
省エネの導入を伴う場合は、新エネ導入経費を下回ること。

問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局
環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室
011-204-5319



木質バイオマスバイラー（コンテナ型）外観



木質バイオマスバイラー（コンテナ型）内部

参考URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kikin.html>

事業内容

先行地域づくり事業：脱炭素先行地域における設備整備費等を支援する。

重点対策加速化事業：地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日とりまとめ）において、全国津々浦々で取り組むことが望ましい脱炭素の基盤となる重点対策を支援する。

補助対象物

再エネ設備（電気・熱）、蓄電池、自営線、熱導管、ZEB、ZEH、水素、断熱改修、省CO2設備、EV等

補助率 設備対象により3/4～1/2、一部定額補助

補助対象者 地方公共団体（民間事業者においては、地方公共協団体からの間接交付が可能。）

特筆すべき要件等

- ・FIT/FIPを用いないこと
- ・自己託送を用いないこと
- ・オフサイトPPAを用いる場合には、導入規模が一定以下であること 等

脱炭素先行地域について

地方自治体が地元企業・金融機関と連携して、地域課題を解決し住民の暮らしの質の向上を目指すとともに脱炭素に向かう取組を行う地域。2025年までに少なくとも100か所選定する。

（要件）

- （1-1）2030年度までに、脱炭素先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現すること。
- （1-2）地域特性に応じた温暖化対策の取組を地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つ以上の取組を実施する計画となっていること。
- （2）再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入
- （3）脱炭素の取組に伴う地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上
- （4）先行地域の範囲・規模の特定
- （5）計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等）
- （6）取組の進捗管理の実施方針及び体制
- （7）改正温対法に基づく実行計画の策定等

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業（上限50億/計画）	重点対策加速化事業（上限20億/計画）
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること （一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等）	○再エネ発電設備を一定以上導入すること （都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）
対象事業	<p>（1）CO2排出削減に向けた設備導入事業（①は必須）</p> <p>①再エネ設備整備（自家消費型・地域共生・地域裨益型） 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高機能・高効率換気・空調、コージェネ等）</p> <p>（2）効果促進事業 （1）「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施（①又は②は必須）</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 （例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業）</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 （例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業）</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 （例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業）</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 （例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業）</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ （例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業） ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p>
交付率	原則2/3	2/3～1/3、定額
事業期間	おおむね5年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能）。 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む。	

問い合わせ先

環境省 大臣官房環境計画課 03-5521-8233 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL：<https://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/>

事業内容

市町村等が行う省エネルギー及び新エネルギーの導入を促進する事業や新エネルギー等開発利用施設整備事業に対し支援する。

交付対象事業

①ハード系事業～新エネルギー等開発利用施設整備事業

- ・北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第2条第2号に規定する新エネルギー及び天然ガスが対象
- ・対象範囲は原則として、公共用施設に導入する開発利用施設の整備事業

②ソフト系事業

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第2条第1号で定める「省エネルギー」及び第2号で定める「新エネルギー」の導入を促進する事業

交付率等

交付率：1/2以内

上限額・下限額

ハード事業 上限額：単一市町村1億円、一部事務組合・広域連合2億円

下限額：単一市町村、一部事務組合・広域連合500万円

ソフト事業 上限額：単一市町村500万円、一部事務組合・広域連合・複数市町村で構成する協議会等1,000万円
団体（非営利）300万円

下限額：単一市町村、一部事務組合・広域連合・複数市町村で構成する協議会等50万円

団体（非営利）10万円

交付対象者

ハード：市町村、一般事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等

ソフト：市町村、一般事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等、団体（非営利）

問い合わせ先

北海道 総合政策部地域総政局地域政策課

011-206-6404

参考URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.html>

事業内容

ゼロカーボン北海道の実現に向けて、市町村等が行う地域特性に応じた脱炭素化の取組を支援する。

交付対象事業

ゼロカーボン北海道の実現に向けて取り組む、地域の特性と優位性を活かした脱炭素化の事業で、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業

※支援内容の詳細は、決定次第、お知らせいたします。

交付率等

1/2以内

交付対象者

市町村等

問い合わせ先

北海道 環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課

011-204-5334

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 公共施設等への太陽光発電設備などの導入調査支援

事業内容

公有地における太陽光発電設備未設置箇所（公共施設、ため池等）の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、を支援する

補助対象物

再生可能エネルギーを導入するにあたり生じる課題や目的等の情報整理、設備設置に必要な調査検討

補助率

3/4

補助対象者

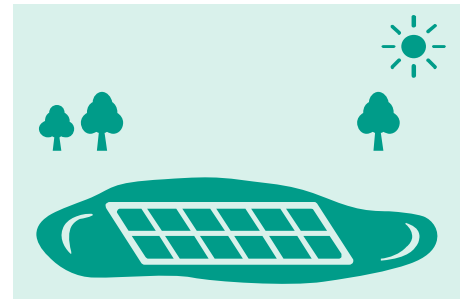
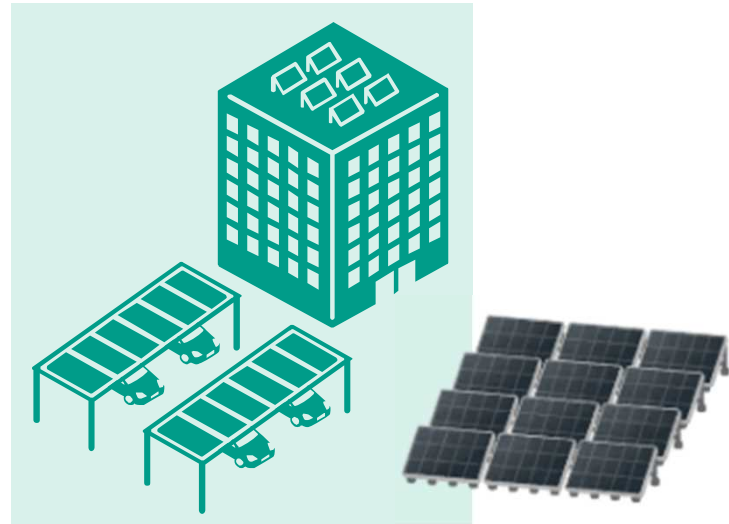
地方公共団体（共同の場合のみ民間事業者も可）

特筆すべき要件等

・事業実施後2年以内に検討結果を地方公共団体実行計画（区域施策編）に反映させること。

問い合わせ先

環境省 大臣官房環境計画課 03-5521-8234
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



参考URL : https://rcespa.jp/offering/20220316_01

浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業

事業内容

浮体式洋上風力発電の導入を加速するため、浮体式洋上風力発電の早期普及に貢献するための情報や、地域が浮体式洋上風力発電によるエネルギーの地産地消を目指すに当たって必要な各種調査や当該地域における事業性・二酸化炭素削減効果の見通しなどを検討する。

補助対象物

浮体式洋上風力発電の早期普及に向けた調査・検討等

補助率

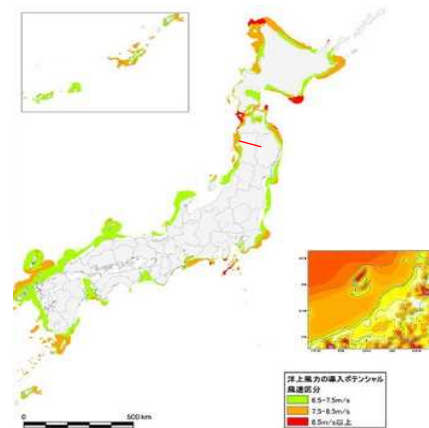
10/10（委託事業）

補助対象者

民間事業者、地方公共団体、大学、公的研究機関、等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



地産地消を目指す地域
における事業性の検証

- ・導入に適した地域が分からない
- ・地元住民・関係者にご理解いただくためには様々な準備・調整が必要、etc.

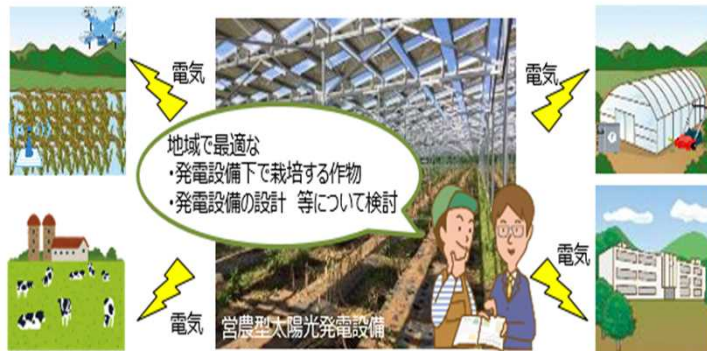


参考URL : <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-07-02.pdf>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための営農型太陽光発電のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援する。

事業内容

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援
地域循環型エネルギーシステムの構築に向け、
① 営農型太陽光発電設備下においても収益性を確保可能な作物や栽培体系、地域で最も効果的な設備の設計（遮光率や強度等）や設置場所の検討を支援する。
② 検討の結果、最適化された営農型太陽光発電設備の導入実証を支援する。
2. 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援
木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、
 - ・ 既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査
 - ・ 前処理工程に関する調査
 - ・ 収集・運搬方法に関する事例収集、分析
 - ・ 炉への影響に関する検証
 - ・ 混合利用による効果の検証
 等の取組を支援する。



未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

補助率

定額、1/2以内

補助対象者

都道府県、協議会等、市町村等

問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 03-6744-1507

北海道農政事務所 事業支援課 011-330-8810

参考URL : <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-78.pdf>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・施設整備を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めるため、液肥散布車の導入やバイオ液肥の散布実証のための取組を支援する。

事業内容

1. 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）
家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、
① 事業化の推進（事業性の評価、調査、設計）
② バイオマス活用施設整備
③ 効果促進対策を支援する。
2. バイオ液肥散布車の導入（機械導入）
メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援する。
3. バイオ液肥の利用促進
① 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布する（散布実証）。
② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥を肥料として利用した際の効果を検証する（肥効分析）。
③ 検証の結果を整理し、普及啓発資料や研修会などを用いて、地域農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用範囲を拡大する（普及啓発）。

補助率

定額、1/2以内

補助対象者

都道府県、民間団体等

問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 03-6738-6479

北海道農政事務所 事業支援課 011-330-8810



参考URL : <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-78.pdf>

事業内容

地熱発電導入のために地域住民に対する地熱資源開発の理解を促進することを目的として行う事業を支援する。

補助対象物

理解促進に向けた勉強会や協議会などの実施等

補助率

10/10（※補助限度額 15,000千円）

補助対象者

地熱資源開発地点が所在する地方自治体、開発事業者 等

特筆すべき要件等

出力1,000kW以上を念頭に地熱資源開発を進めている又は今後地熱資源開発を予定している地点が対象（ただし、継続事業として実施する場合の出力要件はこの限りではない）。

問い合わせ先

北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

※上記は、令和3年度公募内容をもとに記載しています。

●継続事業の考え方

次の要件すべてを満たす場合を継続事業とする。

- ① 「平成29年度地熱発電に対する理解促進事業費補助金」又は「平成30年度地熱発電に対する理解促進事業費補助金」の勉強会等事業に採択され、事業を実施していること。
- ② 地熱資源開発を進めている又は今後地熱資源開発を予定している地点が①の事業と同様であること。
- ③ ①の事業を踏まえた事業であること。

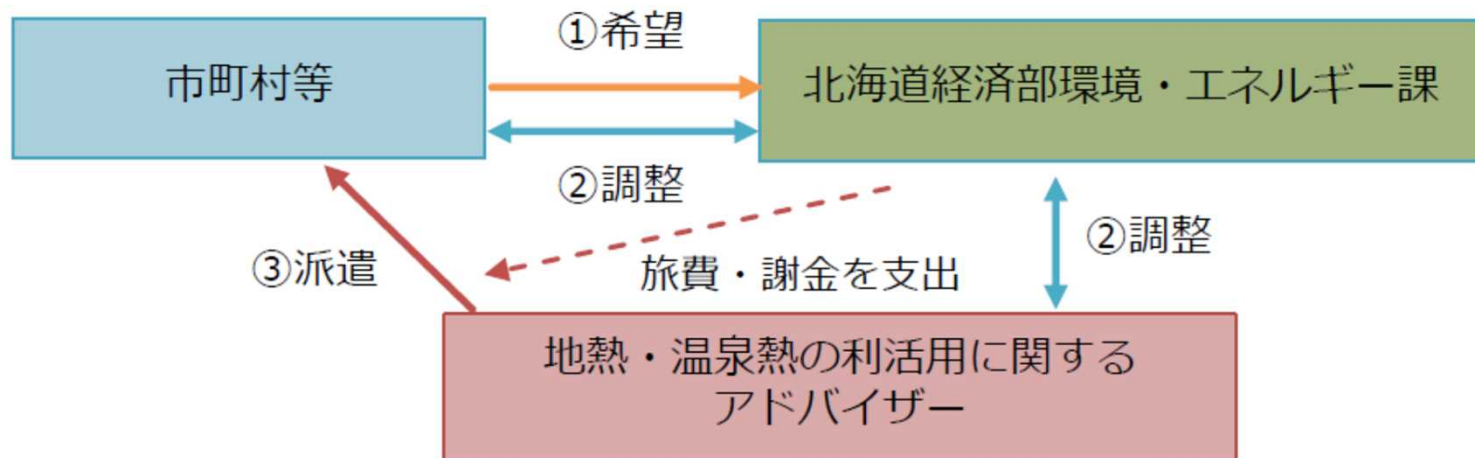
●出力要件の考え方

出力1,000kW以上とは、複数の発電事業を行うことにより1,000kW以上になることを念頭にした地熱資源開発も含む。

地域新エネルギー導入調査総合支援事業（地熱資源利用促進事業（アドバイザー派遣）

事業内容

地熱・温泉熱利用の活用を検討している市町村に対し、地熱や温泉熱、これらを活用した産業振興などの専門家（アドバイザー）を派遣する。



問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局
環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室
011-204-5319

事業内容

地域資源を地域振興に活用する取組の促進を図るため、地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井等の調査に対し支援する。

補助対象物

発電や熱利用を目的とする地熱井の調査

補助率

2/3以内（上限1,200万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局
 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室
 011-204-5319

参考URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kikin.html>

新エネルギー設備等導入支援事業（地熱井掘削支援事業）

事業内容

地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井の掘削に対し支援する。

補助対象物

地域振興に資する発電や熱利用を目的として行う地熱井の掘削

補助率

2/3以内（上限5,000万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

特筆すべき要件等

発電は10kW程度以上（送電端）の規模を目指すものであること
 熱利用は浴用以外に利用するものであること

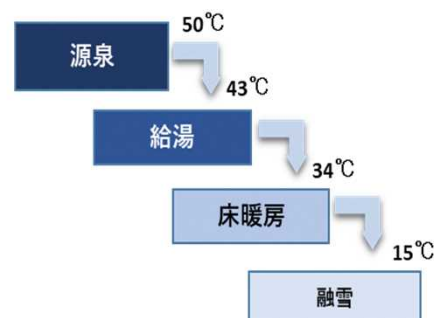
問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局
 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室
 011-204-5319

参考URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kikin.html>



熱利用のイメージ



事業内容

温泉熱等を利用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対し計画策定、設備等導入を支援する。

補助対象物

温泉熱を活用した地域で活用する発電設備・熱利用設備
上記の計画

補助率

計画策定3/4,設備等導入2/3

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

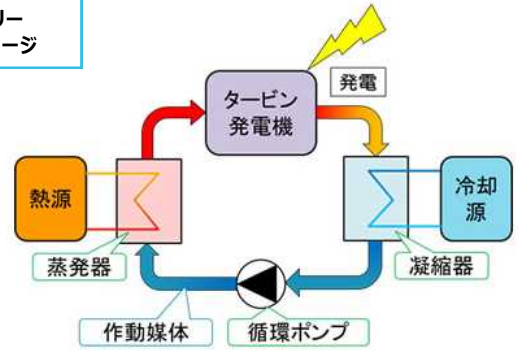
特筆すべき要件等

所有者の異なる2施設以上に電気又は熱を供給すること

問い合わせ先

環境省 自然環境局自然環境整備課
温泉地保護利用推進室:03-5521-8280
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

バイナリー
発電イメージ



参考URL : <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-06-2.pdf>

事業内容

- ① 水力発電事業性評価事業
自ら事業を行う民間事業者及び地方公共団体等による事業初期段階における事業性評価に必要な調査・設計等を支援する。
- ② 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業
地域の水力発電有望地点の調査・設計等の実施及び当該地点の開発若しくはコンセッション方式によるPFI事業に係る運営を行う発電事業者の公募を支援する。

補助対象物

- ① 調査・設計等に要する経費、作業道整備等
- ② 上記に加え、発電事業者の公募に要する経費等

補助率

- ① 1/2以内（※補助限度額あり）
- ② 定額10/10（※補助限度額あり）

補助対象者

- ① 自ら発電実施予定の地方公共団体、民間事業者 等
- ② 地方公共団体

特筆すべき要件等

発電出力：20 kW以上30,000 kW未満を見込むもの

問い合わせ先

北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753
※上記は、令和3年度公募内容をもとに記載しています。

① 水力発電事業性評価事業における補助率、補助金額及び事業期間

補助率	補助金額	事業期間
1/2以内	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。 ・1発電所当たりの補助金の上限額は、原則として、基本設計が補助対象に含まれる場合には、2,000万円/年（ただし、同一地点においては1か年のみ）とし、含まれない場合には、1,000万円/年とします。 ・作業道整備費については、調査費とは別に、上限額を1,000万円（ただし、15万円/10m（消費税は含まない）に距離（10m未満切り捨て）と補助率をかけた額を上限）とします。 	補助対象期間は原則単年度とします。ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、最大2か年までを補助対象期間とします。

② 地方公共団体が行う水力発電事業性評価・公募事業における補助率、補助金額及び事業期間

補助率	補助金額	事業期間
定額	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。 ・ただし、原則として、発電所1地点当たりの調査費（公募用資料作成費含む）に対する補助金の上限額は、2,000万円/年とします。 ・作業道整備費については、調査費とは別に、発電所1地点当たりの上限額を、2,000万円（ただし、15万円/10m（消費税は含まない）に距離（10m未満切り捨て）と補助率をかけた額を上限）とします。 	補助対象期間は原則単年度とします。ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、最大3か年までを補助対象期間とします。

事業内容

1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備 (農業競争力強化対策)

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等を支援する。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、パイプライン化やICTの導入等による新たな農業水利システムの構築等を支援する。

2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策 (国土強靱化対策)

農業水利施設の更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、農業用ダムへの洪水調節機能強化等を支援する。

3. 農村整備 (田園回帰・農村定住促進)

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、集落排水施設や農道、地域資源活用施設の整備等を支援する。

補助率

1/2等

補助対象者

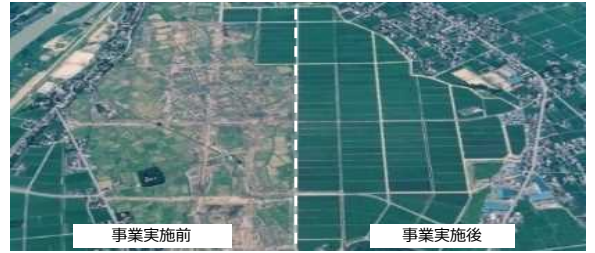
都道府県、市町村等

問い合わせ先

農林水産省農村振興局設計課 03-3502-8695

参考URL : https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r4kettei_pr62.pdf

1. 農業競争力強化対策



事業実施前

事業実施後



自動走行農機による代播き



自動給水栓

2. 国土強靱化対策



改修前の頭首工



排水機場の整備



改修後のため池堤体



水路を利用した小水力発電

農山漁村地域整備交付金

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する。

事業内容

農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することが可能。

- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ この他、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援する。

補助率

1/2等

補助対象者

都道府県、市町村等

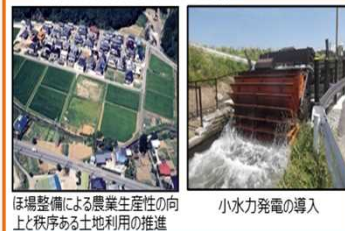
問い合わせ先

- (農業農村分野) 農林水産省農村振興局地域整備課 03-6744-2200
- (森林分野) 林野庁計画課 03-3501-3842
- (水産分野) 水産庁防災漁村課 03-6744-2392

参考URL : https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r4kettei_pr65.pdf

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進

小水力発電の導入

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備 (岸壁改良)

漁村における津波避難対策のための避難地、避難路の整備

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

津波・高潮対策としての水門整備

(共通) 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

事業内容

既存のインフラ等を利用した地域の再生可能エネルギー等を活用して水素をつくり、はこび、ためて、つかうといった、製造から利用まで一貫した再エネ水素サプライチェーン低コスト化の実証を行う。

補助対象物

水素サプライチェーンの構築

補助率 10/10（委託事業）

補助対象者 地方公共団体、民間事業者・団体等

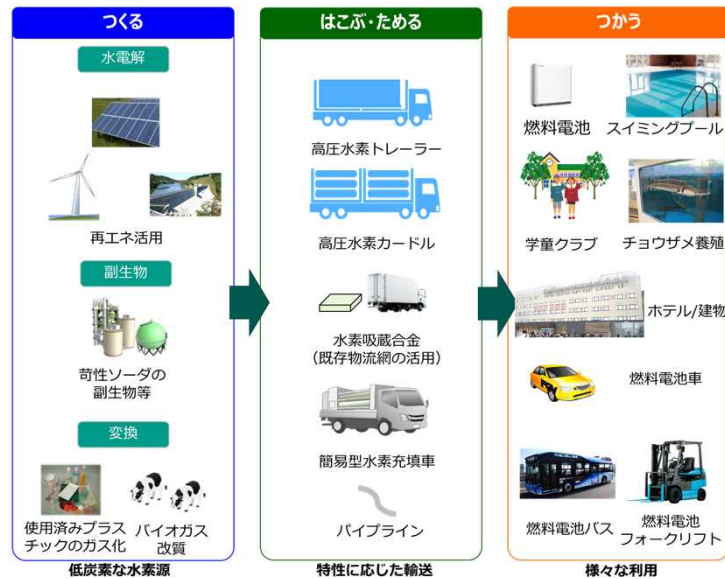
特筆すべき要件等

- ・委託事業のため、事業終了後原状回復を原則とすること
- ・水素は、実質的に再生可能エネルギー由来のものであること
- ・水素製造に用いる再エネ発電施設は既存施設であること。
（ただし、実証を行うにあたり施設の増設が必要と委員会で判断された場合はこの限りではない）

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL : <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-30-2.pdf>



事業内容

防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築や、水素の需要拡大に繋がる設備導入を支援する。

補助対象物

蓄電池、水電解装置、給水タンク、水素貯蔵タンク（圧縮水素、水素吸蔵合金、液化タンク等）、燃料電池、貯湯タンク、エネルギーマネジメントシステム、熱配管 等

補助率

被補助者の分類（地方公共団体/民間等）により1/2～2/3

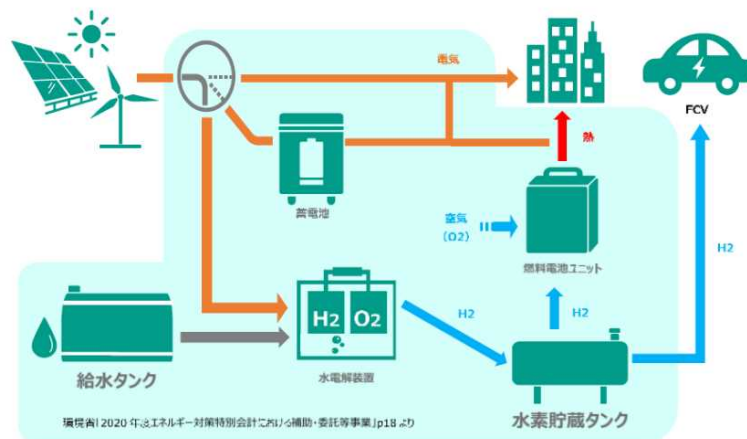
補助対象者 地方公共団体、民間事業者・団体等

特筆すべき要件等

- ・補助対象設備から出力される電力、熱（温水を含む、システム内利用も可）は自家消費すること。
- ・補助対象設備等の要件に該当する蓄電池もしくは燃料電池から出力される電力に関して、一般送配電事業者が管理する送電線・配送線への電力供給は行わないこと。
- ・補助事業を実施する施設が、設置する自治体の地域防災計画、または協定等により防災拠点等として位置付けられているか、それが将来的に可能なこと。

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



参考URL : <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-30-2.pdf>

事業内容

水素サプライチェーン実証事業による設備を運用を行い、事業化に向けてより効果的な設備の活用・運用方策の検討・検証を支援する。

補助対象物

水素設備の活用・運用方策の検討

補助率

検討中

補助対象者

地方公共団体、民間事業者、団体等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL : <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-30-2.pdf>



事業内容

水素社会実現に向け、燃料電池バス等の導入を支援する。

補助対象物

燃料電池バス、燃料電池フォークリフト

補助率

1/2 (リースの場合は1/3)

補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体等

【水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業】



燃料電池バス



燃料電池
フォークリフト

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話: 03-5521-8302
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL : <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-30-2.pdf>

燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金

事業内容

水素需要に見合った供給能力を持つ水素ステーションの整備を支援する。

補助対象物

燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備の整備費用等

補助率

供給方式により補助対象経費の1/2、1/3
(※供給設備・能力等により、補助上限額の設定あり)

補助対象者

法人及び個人事業者（地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人を含む）

問い合わせ先

北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

事業イメージ

(1) 四大都市圏等を接続

- 民間企業等の取組とも連携しつつ、四大都市圏等を結ぶ幹線沿いを中心に水素ステーションを整備。



※上記囲み部分は水素ステーション未整備地域のイメージを示す

【水素ステーションの整備状況（整備中含む）計169箇所】	
・関東圏	： 62箇所
・関西圏	： 23箇所
・その他（幹線沿等）	： 12箇所
・中京圏	： 52箇所
・九州圏	： 20箇所
※令和3年11月末時点	

(2) 需要等に応じた異なる仕様のSTを整備

- 将来の自立化を念頭に、供給能力別に水素ステーションの整備を補助。未整備地域へも戦略的に整備。



脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業

事業内容

燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

補助対象物

再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検、設備改修

補助率

2/3

補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体等

特筆すべき要件等

- 環境省の地域再エネ水素ステーション導入事業によって整備された再エネ水素ステーションであること

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 03-5521-8302
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

①地域マイクログリッド構築

平時は系統電源と再エネ電源を組み合わせ有効活用し、災害等の大規模停電時には系統から独立したグリッドで自立的に電力供給可能なエネルギーシステムの導入を支援する。

②熱エネルギーの面的利用

温泉熱や地熱のエネルギープラントから熱導管を通じて地域の複数の需要家に熱を供給することで一定のエリア内で効率的に熱を利用を支援する。

補助

地域マイクログリッド構築や熱の面的利用などに要する可能性調査、検討会開催等

補助率

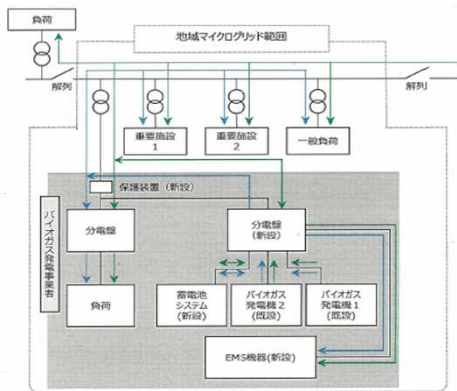
1/2以内（上限500万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

■ 地域マイクログリッドで構築するシステム詳細

- 【要旨】
- ▶ 非常時の電源供給に既設のバイオガスプラントのバイオガス発電機（平常時は全量売電）を活用する
 - ▶ 非常時の需要変動対応、既設バイオガス発電機のブラックスタートのために、蓄電池システムを新規導入する
 - ▶ 非常時のマイクログリッドの需給調整、平常時の蓄電池の経済運用のためにEMSを新規導入する
 - ▶ 非常時の系統保護のために、保護装置を新規導入する



・マイクログリッドを構成する設備の概要

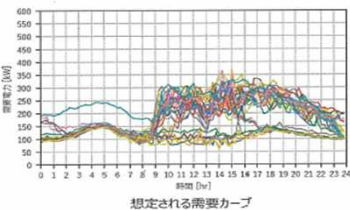
設備名	新設 既設	仕様等
バイオガス発電機	既設	300kW又は450kW 全量FIT売電
蓄電池システム	新設	500kW 1,000kWh~2,000kWh
EMS機器	新設	需給調整
保護装置	新設	非常時の系統保護用

■ 地域マイクログリッドのエネルギー調整管理詳細

- 【要旨】
- ▶ バイオガス発電機をベースロード電源として使用する
 - ▶ 蓄電池システムにより発電機出力と需要との差を補償する
 - ▶ EMSによりバイオガス発電機と蓄電池システムの制御を行う



■ 平常時における需給調整シミュレーション（イメージ）



必要な蓄電池システムの出力、容量をシミュレーションにより算出し、妥当性を検証する。不足する場合は、供給エリアの変更等で調整を行う。

問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局
 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室
 011-204-5319

事業内容

① 構築事業

地域にある再エネを活用し、平常時は下位系統の潮流を把握し、災害等による大規模停電時には自立して電力を供給できる「地域マイクログリッド」の構築に必要な費用の一部を支援する。（※最大2年までの複数年度事業として申請可）

② 導入プラン作成事業（令和4年度当初事業のみ対象）

地域マイクログリッド構築に向けた導入可能性調査を含む事業計「導入プラン」の作成に必要な費用の一部を支援する。

補助対象経費

① 設備費（再エネ発電設備、EMS機器、需給調整設備、受変電設備、保安・遮断設備等）、設計費、工事費

② 人件費、諸経費

補助率

① 2/3以内（※補助上限額 6億円）

② 3/4以内（※補助上限額 2千万円）

補助対象者

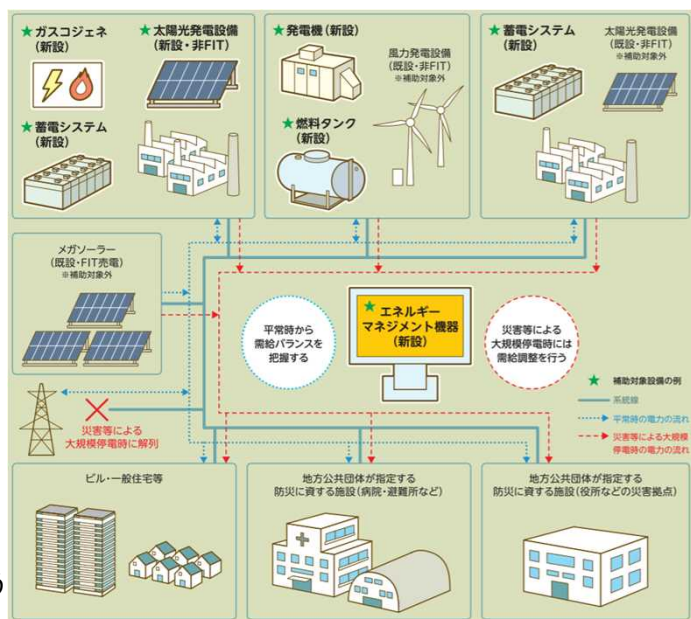
①②とも、想定する地域マイクログリッドのコンソーシアム所属者のうち、指定の要件を全て満たす事業者

問い合わせ先

北海道経済産業局 資源エネルギー環境課 011-709-1790

事業イメージ

※再エネ設備等の電力をエリア内で面的利用した場合



ゼロカーボン地域プロジェクト支援事業（ゼロカーボン・ビレッジ構築支援事業（導入支援））

事業内容

① 地域マイクログリッド構築

平時は系統電源と再エネ電源を組み合わせ有効活用し、災害等の大規模停電時には系統から独立したグリッドで自立的に電力供給可能なエネルギーシステムの導入を支援する。

② 熱エネルギーの面的利用

温泉熱や地熱のエネルギープラントから熱導管を通じて地域の複数の需要家に熱を供給することで一定のエリア内で効率的に熱を利用を支援する。

補助対象物

地域マイクログリッド構築や熱の面的利用などに要する新エネルギー発電設備の導入等

補助率

1/2以内（上限7,500万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

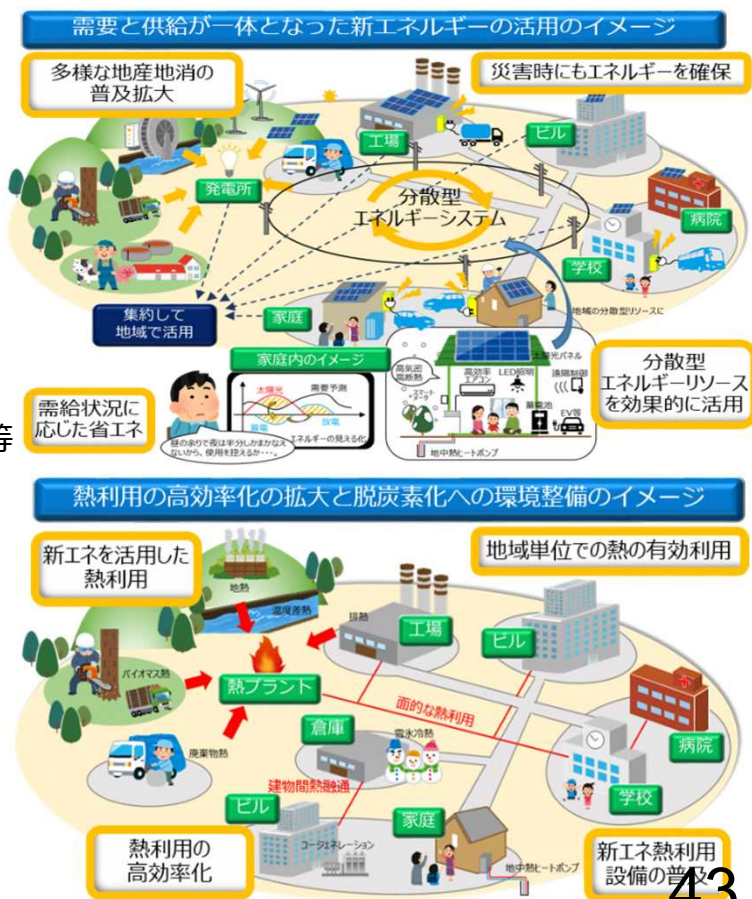
特筆すべき要件等

事業期間：最長2ヶ年度
（補助額は最大2ヶ年1.5億円）

問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局
環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室
011-204-5319

参考URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kikin.html>



事業内容

固定価格買取制度による売電を行うため、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備を導入し、系統連系時に生じる送電線整備工事において事業者が負担する費用に対し支援する。

補助対象物

新エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備の導入事業のうち、系統連系時に生じる送電線整備工事において事業者負担が発生する事業

補助率

1/2以内（上限1,000万円）

補助対象者

道内に主たる事務所又は事業所を有する法人
又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

特筆すべき要件等

売電収益が生じた場合は、補助額相当額を上限として道へ返還する

問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局
環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室
011-204-5319

参考URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kikin.html>

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

事業内容

地域再エネの地産地消と得られた収益を地域の再エネ設備の導入等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制構築を支援する。

補助対象物

地域新電力の事業スキーム・事業性の検討、需給管理システム、顧客管理体制の構築、実地調査 等

補助率

事業の実施の結果として構築される実施・運営体制によって2/3～1/3

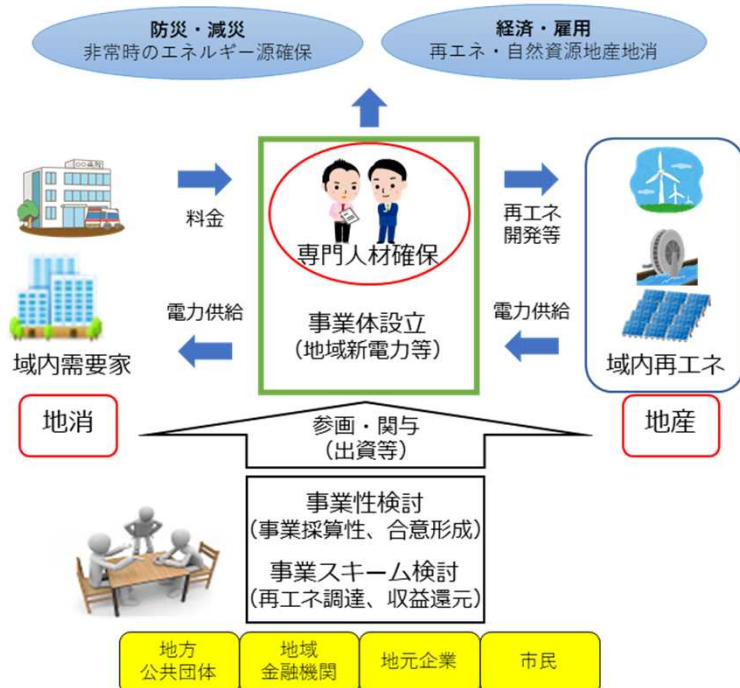
補助対象者

地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

問い合わせ先

環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL：https://rcespa.jp/offering/20220316_01



事業内容

地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かしたまちづくりを総合的に支援する。

補助対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される、道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、既存建造物活用事業、提案事業等

【脱炭素に資する取組に対する支援(令和4年度から拡充)】

- ZEBレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引き上げ
- 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象となることを明確化
- 脱炭素先地域において実施する事業の国費率を嵩上げ

補助率

40% (脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては45%)

補助対象者

市町村、市町村都市再生協議会

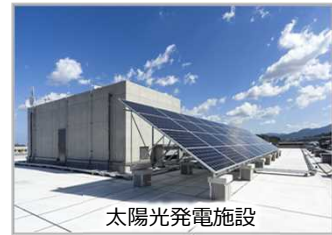
問い合わせ先

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5878)

▼都市再生整備計画事業の概要▼



▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



参考URL : <https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359521.pdf>

都市構造再編集中支援事業

事業内容

「立地適正化計画」に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的に支援する。

補助対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される、道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設、既存建造物活用事業、提案事業等

【脱炭素に資する取組に対する支援(令和4年度から拡充)】

- ZEBレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引き上げ
- 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象となることを明確化
- 自立分散型エネルギーシステム(コージェネレーションシステム等)の支援対象に熱導管を追加

※コージェネレーションシステム等は令和3年度から拡充

補助率

1/2(都市機能誘導区域内等)、45%(居住誘導区域内等)

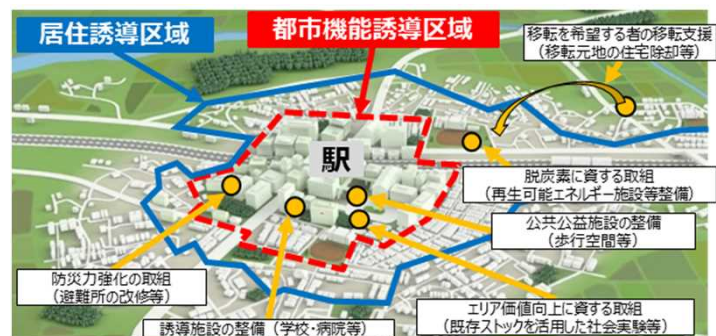
補助対象者

市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等※

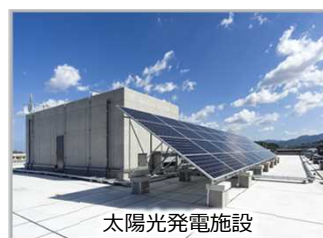
問い合わせ先

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5878)

▼都市構造再編集中支援事業の概要▼



▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



※都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設の整備を支援

参考URL : <https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359522.pdf>

事業内容

車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的とした道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援する。

補助対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される、道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業、提案事業等【脱炭素に資する取組に対する支援(令和4年度から拡充)】
 ○ZEBレベルの省エネ水準の建築物を整備する場合、補助対象事業費の上限額「21億円」を「30億円」に引き上げ
 ○公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等が支援対象となることを明確化
 ○グリーンインフラの整備等の重点的に取り組むテーマを設定した場合に、計画策定等を支援対象に追加

補助率

1/2

補助対象者

【交付金】市町村、市町村都市再生協議会
 【補助金】都道府県、民間事業者等

問い合わせ先

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5878)

参考URL : https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000092.html

▼まちなかウォーカブル推進事業の概要▼



▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



都市・地域交通戦略推進事業

事業内容

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援する。

補助対象物

公共的空間、駐車場、自転車駐車場、バリアフリー交通施設、路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備等【脱炭素に資する取組に対する支援 (R4年度拡充)】
 ○公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等及び分散型エネルギーシステム(コージェネレーションシステム等)の整備

補助率

1/3、1/2 (立地適正化計画に位置付けられた事業、脱炭素先行地域において実施する事業等)

補助対象者

交付金：地方公共団体
 補助金：法定協議会、都市再生推進法人、独立行政法人都市再生機構、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体

問い合わせ先

国土交通省 都市局 街路交通施設課 03-5253-8111 (内線32835)
 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5879)

参考URL : <https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001396877.pdf>

▼都市・地域総合交通戦略の概要▼

関係する主体が共通目標のもと連携・連動し、必要な施策・事業を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体で推進するパッケージアプローチ



▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



事業内容

都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画が作成された地区において行う、防災性向上や脱炭素化に資するエネルギー面的ネットワークの整備に必要な事業費の一部を支援する。

補助対象事業

- 整備計画事業調査、エネルギー導管等整備事業
- 【脱炭素に資する取組に対する支援(令和4年度から拡充)】
- エネルギー貯留施設の整備を支援対象に追加
- 未利用熱を取得するための導管（河川熱導管等）が支援対象となることを明確化
- 「特定都市再生緊急整備地域に隣接する地域」を事業対象区域に追加

補助率

- 整備計画事業調査：1/2
- エネルギー導管等整備事業：2/5

補助対象者

- 整備計画事業調査：地方公共団体、法律に基づく協議会（直接補助）
- エネルギー導管等整備事業：地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会（直接補助）、民間事業者等（直接補助、間接補助）※1※2

問い合わせ先

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311（内線5878）

参考URL：<https://www.mlit.go.jp/common/001461663.pdf>

▼国際競争業務継続拠点整備事業の概要▼



▼脱炭素に資する取組に対する支援イメージ▼



蓄電池
(エネルギー貯留施設)



エネルギー導管

- ※1 民間事業者等への直接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%
- ※2 民間事業者等への間接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%の3分の2

都市公園・緑地等事業（社会資本整備総合交付金）

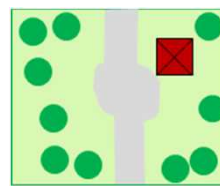
事業内容

都市公園等の整備により、安全で快適な緑豊かな都市環境の整備を推進し、豊かな国民生活の実現等を図る。脱炭素先行地域等において、CO₂吸収効果の高い樹木主体の都市公園整備についての事業を追加し、重点的に支援する。

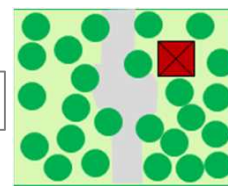
要件

対象地域要件	脱炭素先行地域、緑化地域又は緑化重点地域
都市公園等整備水準要件	以下に掲げる i) ~ iii) の要件のいずれかを満たすこと i) 都市計画区域の住民一人当たり公園・緑地面積が10㎡未満 ii) DID地域の住民一人当たり公園・緑地面積が5㎡未満 iii) 対象地域の住民一人当たり公園・緑地面積が5㎡未満
規模要件	1箇所500㎡以上かつ5箇所以上
緑化規定	緑化率8割以上で樹木がその過半を占める
対象事業内容	・施設整備 (既設公園の場合は緑化規定を満たすためのものに限る) ・用地取得

樹木主体の公園のイメージ



平均的な都市公園
[樹木が約10本]



樹木主体の都市公園
[緑化率8割の過半(敷地全体の4割以上)が樹木(約25本)]



出典：国土地理院ウェブサイト



補助率

- 1/2（施設整備に関するもの）、1/3（用地取得に関するもの）

補助対象者

地方公共団体

問い合わせ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311（内線5868）

参考URL：<https://www.mlit.go.jp/page/content/001420224.pdf>

事業内容

官民連携・分野横断により、自然環境が有する多様な機能を引き出し、戦略的に地域課題の解決を目指すグリーンインフラの取組を支援する。

令和4年度当初予算において、脱炭素先行地域等において、緑化規模等、一定の要件を満たす民間建築物の緑化について、一の事業主体により実施するもの及び非公開性のものも支援対象に追加する。

支援対象

- イ 公園緑地の整備
- ロ 公共公益施設の緑化
- ハ 民間建築物の緑化
(公開性を有するものに限る) ※1
- ニ 市民農園の整備
- ホ 緑化施設の整備
- ヘ 既存緑地の保全利用施設の整備
(防災・減災推進型※2のみ)
- ト グリーンインフラに関する計画策定
- チ 整備効果の検証



※目標を定めた事業計画に従い、面的なグリーンインフラの導入を総合的に実施

補助率

1/2 (施設整備に関するもの)

※1脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合には、一の事業主体により実施するもの及び非公開性のものも対象とする。【R4拡充】
 ※2防災・減災推進型：防災指針、流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組（通常型と異なり、整備目標や内容について整合が求められる行政計画を限定）

補助対象者

地方公共団体を含む官民連携協議会、民間事業者、独立行政法人都市再生機構

問い合わせ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8419
 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5868)

参考URL：https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000040.html

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

事業内容

平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備の公共施設への導入やその計画づくりを支援する。

補助対象物

再生可能エネルギー設備、コジェネレーション、蓄電池、省CO2型設備等

補助率

設備導入：導入設備によって2/3～1/3
 計画策定：1/2

補助対象者

地方公共団体、民間事業者・団体等

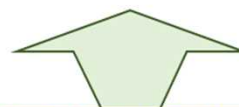
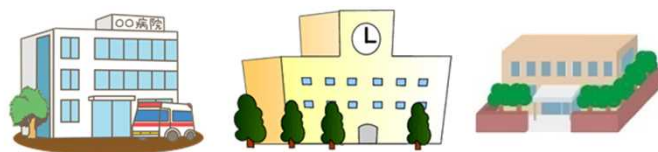
特筆すべき要件等

導入施設が、地域防災計画や業務継続計画において、避難施設や防災施設、業務継続施設として位置付けられていること

問い合わせ先

環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8233
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化

<p>①再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コジェネレーション・蓄エネ設備</p>	<p>③省CO2型設備等</p>
--	------------------

参考URL：https://www.eic.or.jp/eic/topics/2022/resi_r03c/002/

事業内容

ZEH水準の公営住宅等の整備や既存の公営住宅等の省エネ改修・再エネ導入を支援する。

補助対象物

公営住宅等の建設等、借上げ公営住宅等の建設又は改良、既存公営住宅の改善【脱炭素に資する取組に対する支援（令和4年度から拡充）】

- ZEH水準の公営住宅を整備する場合に補助限度額を拡充（標準建設費の引き上げ）
- 太陽光発電設備等を設置する場合に補助限度額を拡充（標準建設費の特例加算等を追加）
- 省エネ改修の補助明確化や再エネ設備の補助対象への追加（公営住宅等ストック総合改善事業の拡充）

補助率

原則1/2

補助対象者

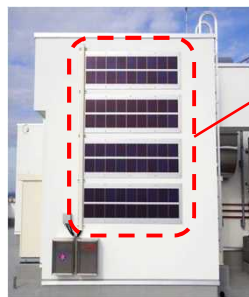
地方公共団体等

特筆すべき要件等

発電した電力は、公営住宅等の共用部分等への活用を優先し、売電する場合はその収入を住宅政策の推進のための費用に充てることを原則とする。

問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 03-5253-8111
 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311（内線5877）



▲太陽光パネルを導入した公営住宅

交通混雑緩和が期待される道路整備（社会資本整備総合交付金）

事業内容

交通混雑緩和が期待される道路整備事業（現道拡幅事業等）を支援する。

補助率

財政力指数に応じて、5/10～6/10

補助対象者

地方公共団体

問い合わせ先

国土交通省 北海道開発局 建設部 地方整備課
 011-709-2311（内線5676）

対策事例



対策前



対策後

右折レーンの設置により、渋滞を緩和。

事業内容

自転車通行空間整備を支援する。

補助率

財政力指数に応じて、5.5/10～6/10

補助対象者

地方公共団体

特筆すべき要件等

- ・地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備に対して重点的に支援する。
- ・ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間整備に対して特に重点的に支援する。

問い合わせ先

国土交通省 北海道開発局 建設部 地方整備課
011-709-2311（内線5676）

対策事例

矢羽根・路面標示の設置



標識の設置



利用状況



参考URL : https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業

事業内容

スマート街路灯等（通信ネットワーク化したLED街路灯等）
又はソーラー街路灯等について、計画策定や設備等導入を
支援する。

補助対象物

スマート街路灯、ソーラー街路灯、及びそれらの計画

補助率

計画策定：3/4

スマート街路灯等設備等導入：1/3

ソーラー街路灯等設備等導入：1/4

補助対象者

地方公共団体（共同実施に限り民間
事業者も対象）



問い合わせ先

環境省 地球環境局地球温暖化対策事業室:0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL : <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/energy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-06-2.pdf>

事業内容

フロン類の排出削減にも資する、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入を支援する。

(注) 省エネ型自然冷媒機器
フロン類ではなく、アンモニア、二酸化炭素、空気等、自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器であって、同等の能力を有するフロン類を冷媒として使用した機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの

補助対象物

省エネ型自然冷媒機器、食品小売店舗におけるショーケース、その他の省エネ型自然冷媒機器

補助率 1/3

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

特筆すべき要件等

・CO2排出削減効果のみならず、フロン類の削減効果を示す必要がある。

問い合わせ先

環境省地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL : <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-23-2.pdf>

<中央方式冷凍冷蔵機器>



<冷凍冷蔵ショーケース>



日本版MaaS 推進・支援事業

事業内容

協議会、地方公共団体又は地方公共団体と連携した民間事業者が実施する、多様な主体が参画したMaaSの導入を支援する。

補助対象物

ドア・ツー・ドアの移動に対し、様々な移動手法・サービス（商業、宿泊・観光、物流、医療、福祉、教育、一般行政サービス等）を組み合わせることで1つの移動サービスとして提供するための複数事業者間の連携基盤システムの構築に要する経費

MaaS事業の効果や課題の検証を行うための調査に必要な経費（当該経費のみを補助対象とはしない）

補助率

最大 1 / 2

補助対象者

地方公共団体
地方公共団体と連携した民間事業者
又はこれらを構成員とする協議会

問い合わせ先

北海道運輸局 交通政策部 交通企画課 011-290-2721

参考URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/japanmaas/promotion/>



事業内容

AIオンデマンド交通、グリーンスローモビリティにおける、利用者登録、利用者からの予約受付、最適な運行ルートを検索・設定・運行等の一連の流れに必要なシステムの導入を支援する。

補助対象物

- ・AIオンデマンド交通等の導入に必要なシステム整備費及び利用促進等に係る経費
- ・AIオンデマンド交通等に利用する車両に搭載する運行管理用機器の導入費
- ・AIオンデマンド交通等の旅客乗降位置の標示又は標識の設置費
- ・AIオンデマンド交通等のサービスの利用啓発に係る費用



受付端末

補助率

最大 1 / 3

補助対象者

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者、地方公共団体、これらを含む協議会



車載器

問い合わせ先

北海道運輸局 交通政策部 交通企画課 011-290-2721

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業

事業内容

グリーンスローモビリティの車両等の導入を支援する。

補助対象物

グリーンスローモビリティ

補助率

1/2

補助対象者

民間企業、地方公共団体、一般社団法人・一般財団法人等



グリーンスローモビリティ（※）

※時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス

問い合わせ先

環境省 地球環境局地球温暖化対策事業室: 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

事業内容

バッテリー交換式の電動車両の導入と、それを用いた物流のマスタープランの作成を支援する。

補助対象物

- ・バッテリー交換式EVを活用したセクターカップリング型ビジネスモデル（マスタープラン）
- ・バッテリー交換式の電動車両や交換式バッテリー、充電装置等

補助率

バッテリー交換式EVを活用し、再エネを活用したセクターカップリング型ビジネスモデルの検討（マスタープラン策定）：3/4

車両や交換式バッテリー、充電装置等の導入：1/2

補助対象者

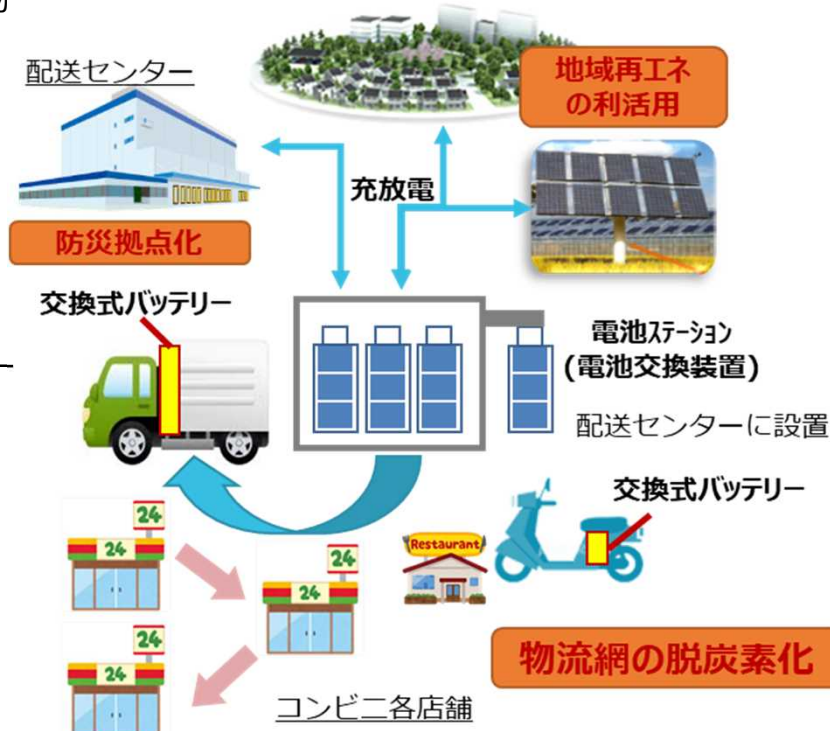
地方公共団体、民間事業者・団体

問い合わせ先

環境省 地球環境 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL： <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-17-2.pdf>

【地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業】



地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進

事業内容

自動車分野のカーボンニュートラルの実現に向けて、電気自動車、燃料電池自動車など次世代の事業用自動車の普及促進のため地域の計画と連携して、環境に優しい自動車の集中的導入や買い替えの促進を支援する。

補助対象物

車両、充電設備等

補助率

車両本体価格の1/3等
 電気自動車用充電設備等の1/3等
 (工事費は実額(上限あり))

特筆すべき要件等

- ・交付申請前に「事業計画書」の提出及び事業認定等が必要【第Ⅰ】
- ・交付申請前に「交付予定枠申込書」の提出が必要【第Ⅱ・Ⅲ】

補助対象者

地方公共団体、運送事業者等

問い合わせ先

【第Ⅰ】 北海道運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課 011-290-2754
 【第Ⅱ・Ⅲ】 バス：北海道運輸局 自動車交通部 旅客第一課 011-290-2741
 タクシー：北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課 011-290-2742
 トラック：北海道運輸局 自動車交通部 貨物課 011-290-2743

参考URL： https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html

	【第Ⅰ段階】	【第Ⅱ段階】	【第Ⅲ段階】
概要	市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達
補助上限	車両・充電設備等価格の1/3	車両・充電設備等価格の1/4~1/5	通常車両との差額の1/3
対象車両	燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス等 	電気タクシー、電気トラック(バン)、プラグインハイブリッドタクシー 	ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック

事業内容

EV/HV/天然ガストラック・バスの導入及び充電インフラの整備を支援する。

補助対象物

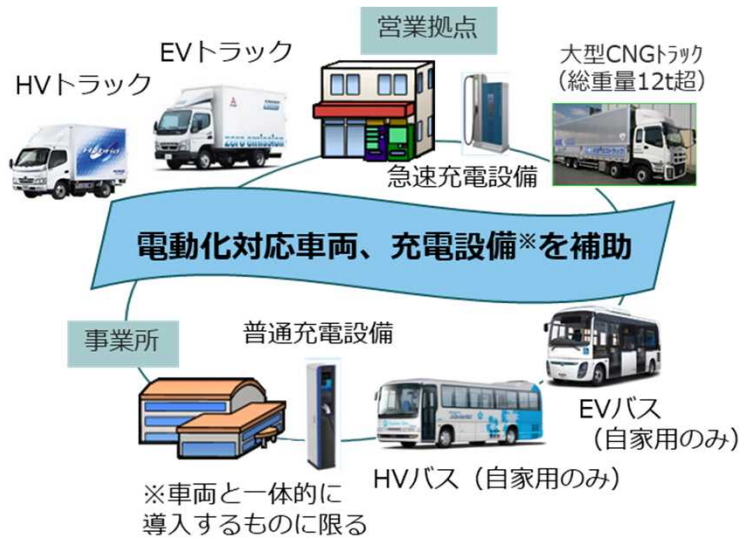
環境配慮型先進トラック・バス（EVトラック、ハイブリッドトラック、天然ガストラック、EVバス）及び電気自動車用充電設備

補助率

- ・電気自動車(EV) 2/3
- ・ハイブリッド自動車(HV) 1/2
- ・天然ガス自動車(NGV) 1/2
- ・充電設備1/2

補助対象者

地方公共団体、民間団体等（所有事業者に限る）



問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-5521-8302
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL：<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-46-2.pdf>

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

事業内容

- ・CO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。
- ・鉄道事業等における省CO2化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。

補助対象物

- ・LRT及びBRT
- ・CO2削減効果が見込まれる軽量化車両、車両に導入する省エネ設備等

補助率

- ・LRT及びBRT：1/2
- ・軽量化車両及び省エネ設備は被補助者によって1/2～1/4

補助対象者

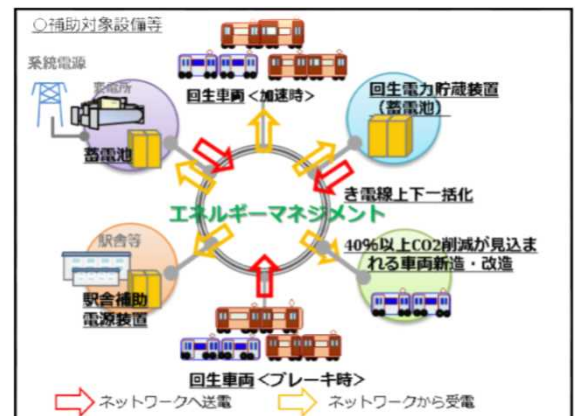
地方公共団体、鉄道事業者

問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460



LRT・BRT



鉄道事業等の省CO2化

参考URL：<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-06-2.pdf>

事業内容

- ① クリーンエネルギー自動車導入事業
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の購入費の一部を支援する。
- ② 充電インフラ整備事業
電気・プラグインハイブリッド自動車の充電設備等の購入費及び工事費の一部を支援する。
- ③ 水素充てんインフラ整備事業
水素ステーションの整備費及び運営費等の一部を支援する。

補助対象物

- ① 車両
- ②～③ 機器及び設置などに係る経費等

補助率

- ①～③ 車両・機器により補助額の設定あり

補助対象者

個人および法人、地方公共団体など

問い合わせ先

- ①～② 北海道経済産業局 製造・情報産業課 011-709-1784
- ③ 北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

※上記は、令和3年度公募内容をもとに記載しています。

事業イメージ

① クリーンエネルギー自動車導入事業

電気自動車 ※補助対象例



プラグインハイブリッド自動車



燃料電池自動車



② 充電インフラ整備事業

急速充電器 ※補助対象例



普通充電器 (スタンド型)



普通充電器 (コンセント型)



③ 水素充てんインフラ整備事業

【小規模】 ※補助対象例



【中規模】



【大規模】



ゼロカーボン地域プロジェクト支援事業（ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業）

事業内容

市町村と企業等が連携し、それぞれ保有する施設等において、新エネと電気自動車や蓄電池、充放電設備等を導入し、施設の消費電力のピークカットなどのエネルギーマネジメントや、非常時には地域の一時避難施設として電気自動車からの電力供給を行うなどのレジリエンス対応等の取組に対し支援する。

補助対象物

新エネルギー発電設備と電気自動車や蓄電池等を組み合わせて自立分散型エネルギーシステムを構築する取組に要する設計や設備導入等

補助率

1/2以内（上限5,000万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業等とのコンソーシアム

特筆すべき要件等

地方公共団体単独の事業であっても、地域の企業等と連携して行う事業であること

問い合わせ先


北海道 経済部 環境・エネルギー局
環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室
011-204-5319

参考URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kikin.html>

市町村

平常時


ピークカット用電源



公用電気自動車
※休日はカーシェアリング

非常時

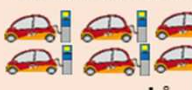
非常用電源



熱電併給型
ハイオマス
ボイラ


ホテル・商業施設

従業員やレンタカーなどの電気自動車



非常時

旅行者等の分散型避難所




太陽光発電


ピークカット・非常用電源

工場・事務所

小型風力




従業員の電気自動車



非常時

地域住民等の分散型避難所



ピークカット・非常用電源

計画から設計・導入・運用・非常時等における連携（協定）

事業内容

公用車/社用車等を再エネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱炭素化を図るとともに、不使用時には地域住民の足として、災害時には非常用電源として利用可能なカーシェアを実施する事業を支援する。

補助対象物

電動車、再エネ設備、充電器、蓄電池等

補助率

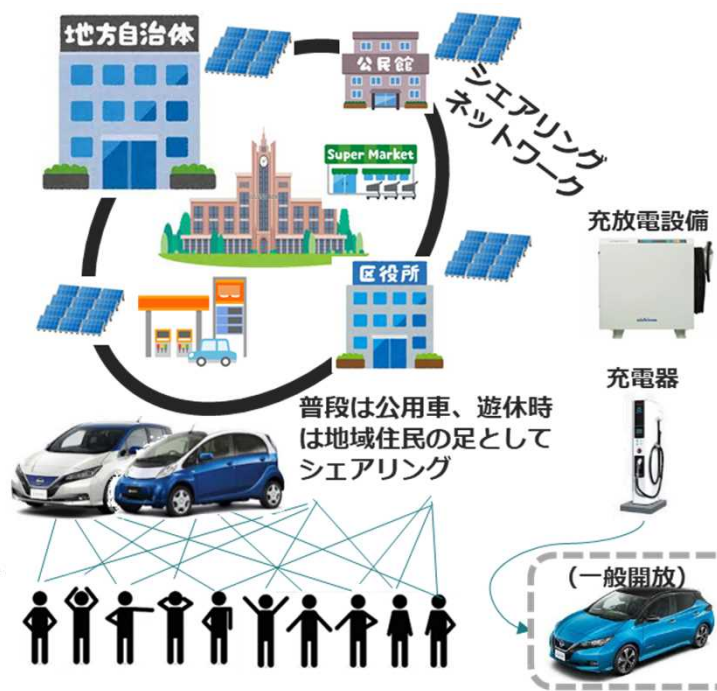
設備によって、1/2、1/3、定額

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

特筆すべき要件等

- ・再生可能エネルギー発電設備と電動車を同時に導入すること
- ・不使用時にはカーシェア事業を実施すること
- ・災害時には非常用電源として使用すること



問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL：https://rcespa.jp/offering/20220325_01

DOゼロカーボン建築サポートセンター

建築住宅分野において脱炭素化の取組を効果的に進めるため、北方建築総合研究所、(一財)北海道建設技術センターと連携し、脱炭素化に取り組む市町村や民間事業者を支援する。

1 支援の範囲

(1) 建築物の脱炭素化に関すること	(2) 民間住宅の脱炭素化施策に関すること
①建築物のZEB化に係る事業計画（技術・予算）策定 ②国の補助事業に係る最新情報や活用方法 ③ZEB化した施設や既存施設のエネルギーの運用改善 ④その他施設の脱炭素化に関すること	①民間住宅施策・計画にZEHなどの脱炭素化視点の導入 ②新築（既存）住宅建設（改修）補助制度への省エネ・再エネ性能基準の導入 ③脱炭素化にも貢献する北方型住宅モデル団地等の計画 等

2 支援の方法

研修会の開催	相談窓口の開設	専門技術者の派遣
ZEB等の脱炭素化の技術や補助事業、民間住宅施策等について、研修会を開催します。 ①技術情報の紹介 ②補助事業の紹介 ③事例の紹介 ④完成施設の見学	相談窓口を開設し、ZEB等の脱炭素化の技術や、民間住宅施策に関する相談に対応します。 ①事業計画関連 ②補助事業関連 ③技術関連 ④住宅建設支援	市町村に専門技術者を派遣し、現地において技術支援します。 (期間：1～2日) ①事業計画担当者（道職員） ②補助事業担当者（道職員） ③専門技術者（北総研職員等） ④民間住宅支援担当者（道職員）

問い合わせ先

北海道 建設部建築局建築整備課
 011-204-5326

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、地方公共団体の取組と連携して既存の住宅・建築物の省エネ改修を支援する。

- ①住宅：省エネ診断、省エネ設計等、省エネ改修（建替えを含む）
- ②建築物：省エネ診断、省エネ設計等、省エネ改修（建替えを含む）

○省エネ診断、省エネ設計等

- （上記①）民間事業者等の場合：国と地方で2/3 地方公共団体の場合：国1/2
- （上記②）民間事業者等の場合：国と地方で2/3 地方公共団体の場合：国1/3

○省エネ改修（建替えを含む）

- （上記①）民間事業者等の場合：国と地方で、マンション1/3、その他23% 地方公共団体の場合：国11.5%
- （上記②）民間事業者等の場合：国と地方の合計で23% 地方公共団体の場合：国11.5%
- 【注】上記①②共に省エネ性能に応じた補助限度額あり

地方公共団体,民間事業者等

特筆すべき要件等

省エネ改修（建替えを含む）の対象となる工事は、開口部・躯体等の断熱化工事・設備の効率化に係わる工事

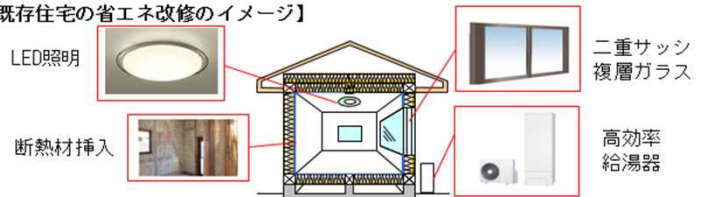
カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、地方公共団体の取組と連携して既存の住宅・建築物の省エネ改修を効果的に促進する。

住宅		
省エネ診断	民間実施：国と地方で2/3 公共実施：国1/2	
省エネ設計等	民間実施：国と地方で2/3 公共実施：国1/2	
省エネ改修(建替えを含む)		
■ 対象となる工事		
開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事 ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。 ※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。		
■ 交付率		
民間実施:国と地方で、戸建住宅等 23%、マンション 1/3 公共実施:国 11.5%		
■ 補助限度額 (国+地方の補助額 (交付率23%の場合))		
建物の種類	省エネ基準適合レベル	ZEHレベル
戸建住宅	766,800円/戸	1,025,400円/戸
共同住宅	3,800円/m ²	5,000円/m ²

※耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施

建築物		
省エネ診断	民間実施：国と地方で2/3 公共実施：国1/3	
省エネ設計等	民間実施：国と地方で2/3 公共実施：国1/3	
省エネ改修(建替えを含む)		
■ 対象となる工事		
開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事 ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。 ※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む) ※省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分(は、ZEHレベルへの改修のみ対象)。		
■ 交付率		
民間実施:国と地方の合計で23%、公共実施:国11.5%		
■ 補助限度額 (国+地方の補助額 (交付率23%の場合))		
省エネ基準適合レベル	ZEHレベル	
5,800円/m ²	9,800円/m ²	

【既存住宅の省エネ改修のイメージ】



問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅生産課 03-5253-8111
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311 (内線5877)

事業内容

- ① エネルギー利用最適化診断事業
工場・ビル等のエネルギー管理状況を診断し、AIやIoT等を活用した運用改善や再エネ導入提案等を支援する。
- ② 情報提供事業
エネルギー利用最適化関連のセミナーへの講師派遣等を支援する。

補助対象物

- ① エネルギー診断に係る費用の一部
- ② 講師派遣に係る費用

補助対象者

- ① 中小企業者又は年間のエネルギー使用量が一定規模（原則、原油換算値で1,500kl未満）の工場・事業場等
※地方公共団体における活用については、執行団体にお問い合わせください。
- ② 地方公共団体、事業者等

問い合わせ先

北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

※上記は、令和3年度公募内容をもとに記載しています。

エネルギー利用最適化診断

工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、AIやIoTを活用して設備の運用改善や高効率設備への更新に加え再エネ導入の提案を行う。



【改善提案例】

- ・空調の運用改善
- ・照明の運用改善
- ・蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策
- ・再エネ設備の導入支援

情報提供

- ・成功事例の横展開
- ・エネルギー利用最適化関連のセミナーへの講師派遣



先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

事業内容

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を支援する。

- ① 先進事業
高い技術力や省エネ性能を有し、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入。
- ② オーダーメイド型事業
個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等
- ③ 指定設備導入事業
省エネ性能の高い特定の設備への更新
- ④ エネマネ事業
エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づく、効率的・効果的な省エネ取組。

補助対象物

- ①・②・④ 設計費、設備費、工事費等
- ③ 設備費

補助対象者

中小企業、大企業、地方公共団体等

問い合わせ先

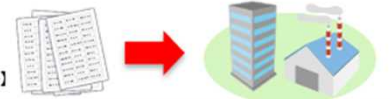
北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753

事業イメージ

① 先進事業

「I. 省エネ技術の先進性」、「II. 省エネ効果」、「III. 導入ポテンシャル」の観点から事前審査・登録された「先進設備・システム」の導入を重点的に支援する。

【先進設備・システム登録リスト】



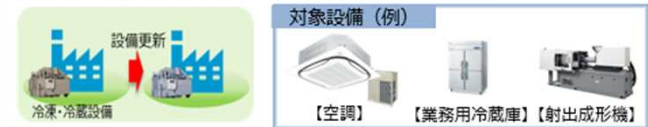
② オーダーメイド型事業

既存設備を機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備の更新を行う省エネ取組を支援。



③ 指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ設備への更新を支援。



④ エネマネ事業

エネマネ事業者（※）の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。

※上記は、令和3年度公募内容をもとに記載しています。 58

事業内容

既存建築物における省CO2改修を支援する。

- ① 民間建築物等における省CO2改修支援事業...
- ② テナントビルの省CO2改修支援事業
- ③ 空き家等における省CO2改修支援事業

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等 (地方公共団体の共同申請が可能)	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 (補助上限5,000万円)	・既存建築物において30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用(設備費等) (補助上限4,000万円)	・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者 (地方公共団体の共同申請が可能)	CO2削減に寄与する省CO2改修費用(設備費等) (補助上限なし)	・空き家等において15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL : <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-19-2.pdf>



事業内容

新築建築物のZEB化を支援します。

補助対象物

ZEB化に必要な、断熱改修、空調・給湯・換気設備、再エネ設備、受変電設備、BEMS等

補助率

延べ面積やZEBの種類等により、1/3～3/5

補助対象者

民間事業者・団体／地方公共団体一般

特筆すべき要件等

- 優先採択：以下に該当する事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ・①は被災等により建替え・改修を行う事業

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 0570-028-341
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL：<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-19-2.pdf>

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	地方公共団体のみ対象	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

- ①レジリエンス強化型ZEB実証事業
 災害発生に伴う長期の停電時においても施設内にエネルギー供給を行うことができる等、追加的な補助要件が存在する。
- ②ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業
 ①の要件を必要としないZEB事業

事業内容

既存建築物のZEB化を支援します。

補助対象物

ZEB化に必要な、断熱改修、空調・給湯・換気設備、再エネ設備、受変電設備、BEMS等

補助率

延べ面積やZEBの種類等により、1/3～3/5

補助対象者

民間事業者・団体／地方公共団体一般

特筆すべき要件等

- 優先採択：以下に該当する事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ・①は被災等により建替え・改修を行う事業

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 0570-028-341
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL：<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-19-2.pdf>

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	地方公共団体のみ対象	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

- ①レジリエンス強化型ZEB実証事業
 災害発生に伴う長期の停電時においても施設内にエネルギー供給を行うことができる等、追加的な補助要件が存在する。
- ②ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業
 ①の要件を必要としないZEB事業

事業内容

廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

補助対象物

廃棄物発電設備、廃棄物処理熱利用設備、上記電気や熱の活用設備等

補助率

(1) 交付金

- ・廃棄物処理新設：1/2または1/3 改良：1/2交付
- ・計画・調査策定：1/3交付

(2) 補助金

- ・廃棄物処理新設：1/2、1/3 改良：1/2補助
- ・電力利活用設備：1/2補助
- ・廃棄物処理熱を利活用するための設備：1/2補助
- ・FS調査：定額補助

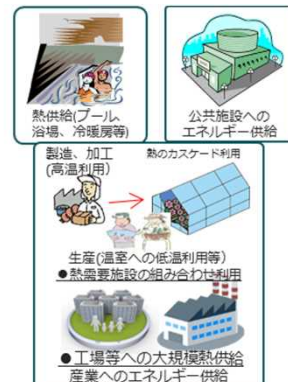
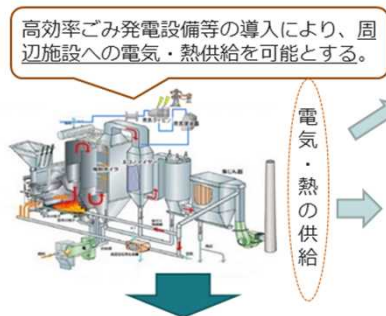
補助対象者

地方公共団体、民間事業者（需要側のみ）

問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-9273
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL：<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-11-02.pdf>

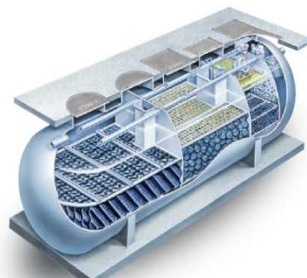


浄化槽システムの脱炭素化推進事業

事業内容

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援する。

先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



補助対象物

高効率機器（高効率ブロワ等）、省エネ型浄化槽、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システム等

インバータ制御



再生可能エネルギー設備



補助率

1/2

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 03-5501-3155
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL：<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-14-2.pdf>

事業内容

上下水道施設（工業用水道施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備等の導入を支援する。

補助対象物

再エネ設備及び附帯設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等

補助率

1/2（太陽光発電設備のみ1/3）

補助対象者

民間事業者・団体／地方公共団体等



問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 0570-028-341

北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL : <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/energy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-19-2.pdf>

下水道脱炭素化推進事業（個別補助金）

事業内容

下水道の脱炭素化を推進するため温室効果ガス削減効果の高い創エネ事業・一酸化二窒素（N₂O）対策事業を支援する。

補助対象

下水汚泥を有効利用した創エネルギー施設の整備事業、または下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（N₂O）の排出計数が一定水準以下の汚泥焼却施設への改築事業

補助要件

- (ア) 事業完了までに要する期間が概ね5年以内
- (イ) 全体事業費が5億円以上

補助率

公共下水道の場合 1/2 または 5.5/10
 流域下水道の場合 1/2 または 2/3

補助対象者

地方公共団体

問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 03-5253-8430

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 011-709-2311（内線5869）

汚泥消化・バイオガス発電



固形燃料化



創エネ事業

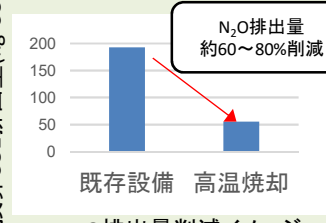


汚泥焼却の高度化



換算CO2排出量(kg-CO2/t)

一酸化二窒素対策



事業内容

温室効果ガスを排出しない水力発電を基本としている道営電気事業において、ゼロカーボン活動の推進は重要であることから、電気事業の水源となっているダム周辺で市町等が実施する植樹に加え、ゼロカーボン活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。

補助対象物

対象地域における市町等による植樹事業並びにゼロカーボンに資する啓発及び学習活動事業

補助率

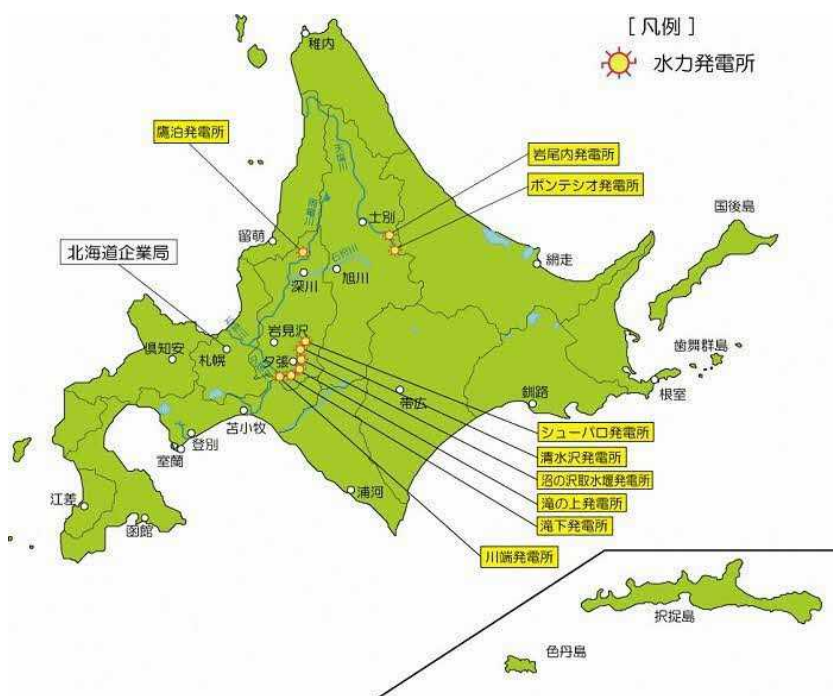
10分の10以内。ただし、30万円を限度とする。

補助対象者

該当市町等

問い合わせ先

北海道 企業局 発電課
011-204-5674



参考URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/htd/>

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業

事業内容

国立公園内の公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化を支援する。

補助対象物

空調等省CO2改修、高断熱化改修、再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備、EV充放電設備導入等

補助率

1/2（太陽光発電設備のみ1/3）

補助対象者

国立公園事業者（宿舎事業者、休憩所事業者、博物館展示施設事業者、案内所事業者等）

特筆すべき要件等

・15%以上のCO2削減が必要

問い合わせ先

環境省 自然環境局国立公園課 03-5521-8278
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL : <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-19-2.pdf>

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業（高効率化改修）

70

事業内容

温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入を支援する。

補助対象物

温泉供給設備及びその改修計画

補助率

計画策定3/4,改修事業1/2

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等



温泉の
供給配管を
高断熱配管に
更新



写真：富士化工(株)、新那須温泉供給(株)

問い合わせ先

環境省 自然環境局自然環境整備課
温泉地保護利用推進室:03-5521-8280
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL：<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-06-2.pdf>

空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業のうち 空港における再エネ活用型GPU等導入支援

71

事業内容

駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPU（補助動力装置）から空港の再エネ由来電力の活用が可能なGPU等への切り替えを支援する。

補助率 1/2

補助対象者 民間事業者・団体、地方公共団体等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

GPU利用の促進



参考URL：<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-45-02-02.pdf>

空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業のうち 港湾における脱炭素化促進事業

72

事業内容

ハイブリッド型トランスファークレーン、ハイブリッド型ストラドルキャリア等の荷役機械、接岸中の船舶へ電力を供給する設備等の導入を支援する。

補助率 1/2

補助対象者 民間事業者・団体、地方公共団体等

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策事業室 0570-028-341
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

ハイブリッド型
トランスファークレーン



参考URL：<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/nergy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-45-02-02.pdf>

事業内容

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・DMO等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援する。

補助対象

- ・地域計画の作成支援
- ・地域計画に基づく、面的な観光地再生に資する事業

補助率

対象により、1/2等（上限有り）

補助対象者

地方公共団体等

問い合わせ先

北海道運輸局 観光部 観光地域振興課 011-290-2722
事務局（地域一体型）03-6700-5080

参考URL : <https://kankosaisei.net/>

宿泊施設の高付加価値化

観光地の面的再生に資する
宿泊施設の大規模改修支援

補助上限 1億円（補助率原則1/2（※））
※ 投資余力に乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものについては補助率2/3



観光地魅力向上のための廃屋撤去

観光地の景観改善等に資する
廃屋の撤去支援

補助上限 1億円（補助率1/2）



観光施設改修

土産物店や飲食店等の
改修支援

補助上限500万円（補助率1/2）



公的施設への観光目的での改修

立地の良い公共施設への
カフェ等の併設などの改修支援

補助上限2000万円（補助率1/2）
※民間への運営委託等、民間活力導入が条件



地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業

事業内容

地域が実施する地域の魅力を活かした観光地づくりの推進に対して支援しており、ワーケーション・観光DMO・ゼロカーボンの推進等を重点的に支援する。

補助対象物

地域における付加価値が高く、商品開発に資する事業

補助率

事業区分	交付対象者	補助額（1/2）
地域単独事業	観光関連団体	上限200万円
広域連携事業	観光関連団体	上限400万円
DMO枠	道内候補・登録DMO	上限1,000万円

補助対象者

観光関連団体、DMO

特筆すべき要件等

10分の10以内。ただし、30万円を限度とする。

問い合わせ先

北海道 経済部観光局観光振興課
011-204-5303

参考URL : 令和4年（2022年）4月1日に北海道公式観光サイト「HOKKAIDO LOVE!」にて公表予定

★事業例（ゼロカーボン①）

「植樹ツアー」

教育旅行等ツアー内容に植樹活動を盛り込むことで、周遊に利用するバス等によるCO2等温室効果ガスの排出分の埋め合わせをするカーボンニュートルな取組で誘致を図る。



★事業例（ゼロカーボン②）

「地域周遊レンタサイクル事業」

地域内の宿泊者限定で電動アシスト自転車を無料レンタルし、地域内周遊手段に利用



事業内容

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。

補助対象

- ①観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組
- ②宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組
- ③移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組

補助率

対象により、1/2～1/3等

補助対象者

地方公共団体、民間企業等

問い合わせ先

- ①②について 北海道運輸局 観光部 観光企画課 011-290-2700
- ③について 北海道運輸局 交通政策部 交通企画課 011-290-2721

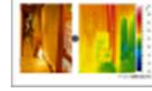
デジタルサイネージの整備



翻訳機器等の整備



サーモグラフィ等の導入



DXを活用した非接触型チェックインシステムの導入(※)



混雑状況の「見える化」



※これに付帯する宿泊情報管理システム等を含む

全国共通ICカード、QRコード決済等の導入



移動円滑化



感染症対策



等

ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

事業内容

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るためICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援する。

補助対象事業

インバウンド周遊環境整備における面的整備と拠点機能強化にかかる以下の事業

- 観光スポットの多言語化
- 観光案内所等の整備・改良
- 段差の解消
- 無料Wi-Fiの整備
- キャッシュレス化
- AIチャットボットの導入
- ICTを活用したゴミ箱の整備
- 公衆トイレの洋式化、洗面器の自動水栓化
- ワークション環境の整備

補助率

- ・「面的整備事業」を行う場合、又は「面的整備事業」と「拠点機能強化事業」を一体で行う場合... 1/2
- ・「拠点機能強化事業」を行う場合... 1/3

補助対象者

- ①指定市区町村②都道府県
- ③観光地域づくり法人（DMO、候補法人含む）
- ④民間事業者又は拠点機能強化事業を実施しようとする者

問い合わせ先

北海道運輸局 観光部 観光企画課 011-290-2700



事業内容

ナッジ手法を活用し、消費者、社員等の行動変容に取り組もうとする企業・自治体等に対し支援する。

補助対象物

ナッジ手法の社会実装



補助率

定額

補助対象者

地方公共団体、民間企業・団体

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室 03-5521-8341
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL : <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/energy-taisakutokubetsu-kaikeir04/gsyk04-22-2.pdf>

事業内容

環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイント（グリーンライフポイント）を発行しようとする企業や地域等を支援する。

補助対象物

グリーンライフポイントに関する企画・開発・調整等

補助率

全国規模：補助率1/2（上限3億円）
 地域規模：補助率2/3（上限1億円）

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

特筆すべき要件等

・補助金をポイント原資にすることはできない

問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室 03-5521-8341
 北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室 011-299-2460

参考URL : https://rcespa.jp/offering/20220331_01

対象となる「グリーンライフ」のイメージ



- ・地産地消・旬産旬消の食材利用
- ・販売期限間際の食品の購入
- ・食べ残しの持帰り (mottECO) など



- ・高性能省エネ機器への買換え
- ・節電の実施
- ・再エネ電気への切替え など



- ・プラ製使捨てスプーン・ストローの受取辞退
- ・ばら売り、簡易包装商品の選択
- ・リユース品の購入
- ・リペア(修理)の利用 など



- ・ファッションロス削減への貢献
- ・サステナブルファッションの選択
- ・服のサブスクの利用 など



- ・カーシェアの利用
- ・シェアサイクルの利用 など

※具体的にどういった場合にグリーンライフ・ポイントを発行するかは、各企業・自治体等の取組による

森林整備事業 <公共>

事業内容

- ① 新たな森林・林業基本計画等を踏まえ、再造林や間伐の省力化・低コスト化を促進することにより森林整備を推進し、健全な森林を育成します。
- ② 森林資源が充実した区域等において、路網をバランスよく整備します。
- ③ 幹線林道の開設・改良を支援し、林道の強靱化を推進します。
- ④ 老朽化した橋梁等について、集約化のための林道の改良等と併せた撤去を支援します。

補助対象物

森林整備（間伐や路網整備、再造林等）

補助率

1/2、3/10等

補助対象者

都道府県、市町村、森林所有者 等

問い合わせ先

林野庁 整備課 03-6744-2303
 北海道森林管理局 企画課 011-622-5228
 北海道 水産林務部林務局森林整備課 011-204-5505

参考URL : https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html

〇再造林の省力化・低コスト化を推進

植栽本数や下刈り回数
の減などによる造林の省
力化・低コスト化施策に
対する支援を強化



再造林の面積の確保

〇間伐を推進

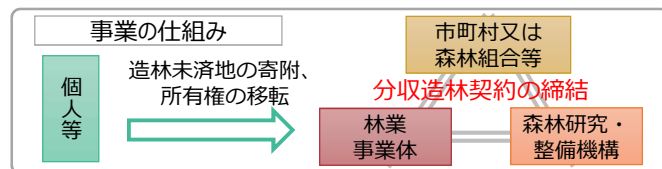
搬出間伐の集約要件、
保育間伐の年齢要件
等の見直し



間伐の一層の推進

〇造林未済地解消対策【水源林造成事業】

奥地水源林の造林未済地※の解消に向けて、土地所有者が造林未済地を市町村等に寄附することを条件に、森林研究・整備機構が分収造林契約により森林を造成
 ※R2までの伐採箇所に限る



豊かな森づくり推進事業

事業内容

森林資源の循環利用の確立と地球温暖化防止など森林の有する多面的機能が発揮できる豊かな森づくりの推進を図るため、森林所有者が計画的に実施する植林へ支援する。

補助対象物

造林公共事業の補助対象となった植林

補助率

26%（道16%、市町村10%）

補助対象者

市町村

特筆すべき要件等

- 〇共通：ふるさとの山づくり総合計画（R3～12年度）及び森林経営計画等に基づく植林
- 〇循環利用タイプ：一定面積以下（最大10ha）の伐採跡地等における植林
- 〇集約化促進タイプ：売買等により取得した伐採跡地における植林

問い合わせ先

北海道 水産林務部林務局森林整備課
 011-204-5506

<事業実施イメージ>

カラマツを1ha植林した場合の例
 （令和3年度標準単価で試算）

【対策前】	国費 51% 約43万円	道費 17% 約15万円	森林所有者負担 32% 約27万円
【対策後】	国費 51% 約43万円	道費 17% 約15万円	<負担軽減>26% 約22万円
	公共事業		6% 約5万円
	道 16% 約14万円	市町村10% 約8万円	

豊かな森づくり推進事業



参考URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/new23/mirai01.html>

事業内容

搬出間伐や主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、出荷ロットの大規模化のための共同販売体制の構築、輸入木材の不足への対応も視野に入れた木材加工流通施設、特用林産振興施設や木造公共建築物の整備等を総合的に支援します。

補助対象物

搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等

補助率

設備等、対象により、1/3、1/2 等

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体 等

問い合わせ先

林野庁 計画課 03-6744-2300
 北海道森林管理局 企画課 011-622-5228
 北海道 水産林務部林務局森林整備課 011-204-5505
 林業木材課 011-204-5490

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）

川上から川下までの連携により木材の安定供給や流通コストの削減を図り、**生産流通構造改革**を推進

持続的林業確立対策

間伐材生産（搬出間伐の推進）
 資源高度利用型施業
 ・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
 路網の整備・機能強化
 高性能林業機械等の導入
 コンテナ苗生産基盤施設等の整備
 マーケティング力ある林業担手の育成
 ・出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
 森林整備地域活動支援対策
 ・施業の集約化に向けた境界の明確化
 自立的経営活動推進
 ・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
 山村地域の防災・減災対策
 森林資源保全対策（鳥獣害、病害虫対策等）

木材産業等競争力強化対策

木材加工流通施設等の整備
 ・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築
 木質バイオマス利用促進施設の整備
 ・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援
 特用林産振興施設等の整備
 ・地域経済で重要な役割を果たすこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援
 木造公共建築物等の整備
 ・製材やCLT等の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援

林業成長産業化地域創出モデル事業

参考URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin.html>

林業イノベーション推進総合対策

事業内容

ICTによる資源管理・生産管理を行うスマート林業、早生樹・エリートツリー等の苗木の生産拡大に向けた採種穂園の整備、造林作業の自動化機械や木質系新素材の開発、スマート林業に関する教育等による「林業イノベーション」の取組を支援します。

補助対象物

ICTによる資源管理・生産管理、早生樹・エリートツリー等の採種穂園の整備、造林作業の自動化機械や木質系新素材の開発、スマート林業に関する教育 等

補助率

1/2、2/3、定額

補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体 等

問い合わせ先

林野庁 研究指導課 03-3501-5025
 計画課 03-6744-2300
 整備課 03-3502-8065
 北海道森林管理局 企画課 011-622-5228

技術開発方針の企画

産学官のトップランナーからなるプラットフォームを構築。各事業への助言や技術開発の方向性の提言等、PDCAプロセスを支援

戦略的技術開発・実証

○自動化機械、新素材等の開発・実証

 セルロースリグニン等 工業用素材に利用
 生産性向上、労災防止に資する自動化機械の開発
 木の成分を使用した新素材の技術開発・実証等

開発技術の実装・環境整備

○ICT等先端の技術導入

 山元と川下の需給情報をリアルタイムで共有
 ○低コスト造林の技術展開

 ドローンによる苗木運搬
 ○採種穂園の整備

 早生樹・エリートツリーの活用等
 ○森林資源情報等のデジタル化

 レーザ計測での資源情報把握

参考URL : https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/R4_k9.pdf

事業内容

1. 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

- ① 水産物の流通機能強化に向け、拠点漁港等における機能再編・集約や漁船大型化への対応、衛生管理対策を推進する。
- ② 養殖生産拠点の形成に向け、消波堤整備による静穏水域の創出や効率的な出荷体制の構築等に対応した一体的な施設整備を推進する。

2. 持続可能な漁業生産を確保するための漁場生産力の強化対策、漁港施設の強靱化・長寿命化対策

- ① 水産資源の回復を図るため、資源管理と連携し、海洋環境の変化に対応した漁場整備を推進するほか、グリーン社会の実現に資する藻場・干潟の保全・整備を推進する。
- ② 大規模地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害等に対応するため、防波堤・岸壁等の漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、長寿命化対策を推進する。

3. 漁村の活性化と漁港利用促進のための環境整備

- ① 地域の漁業実態に合わせた漁港機能の再編を推進するため、漁港の有効活用促進に向けた既存漁港施設の改良・除却を推進する。
- ② 漁村における漁業集落排水施設等の生活環境改善対策や漁港における浮桟橋等の就労環境改善対策等を推進する。

水産業の成長産業化に向けた拠点整備		漁村活性化と漁港利用促進
流通機能強化、衛生管理に対応した荷さばき所の整備	大規模養殖の展開を可能にする静穏水域の創出	陸揚げの軽労化に資する浮体式係船岸の整備
持続可能な漁業生産の確保対策		
災害発生時の物資輸送拠点となる耐震強化岸壁の整備	漁港施設の長寿命化対策	幼稚仔魚の生育の場となる藻場の整備

補助率

1/2等

補助対象者

都道府県、市町村等

問い合わせ先

水産庁計画課 03-3502-8491

参考URL : https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r4kettei_pr88.pdf

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

有機農業産地づくり推進

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援し、有機農業推進のモデル的先進地区を創出する。

事業内容

1. 先進地区創出に向けた取組試行

有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村等において、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、

- ① 構想の聴取（農業者、事業者、住民、専門家等からの意見の聴取等）
- ② 試行的な取組の実施（団地化、集出荷体制の構築、学校給食での利用、量販店での有機コーナー設置、地場での加工品製造等）
- ③ 実施計画の取りまとめ等を支援する。

2. 推進体制構築支援

実施計画に基づく、生産から消費まで一貫した地域ぐるみの取組の継続的な実施に向け、

- ① 推進体制が整うまでの暫定段階の取り組み
- ② 農業者、事業者、地域内外の住民等の関与する推進体制づくり等を支援する。

★民間資金の活用を行う場合は支援期間を延長

（関連事業）先進事例の共有

各地の取組を発信し横展開を促す会議等の開催を支援。
 （有機農業推進総合対策事業のうち産地間・自治体間連携促進事業において実施）

補助率

定額、1/2以内

補助対象者

都道府県、市町村等

問い合わせ先

農林水産省 農産局 農業環境対策課 03-6744-2144
 北海道農政事務所 生産支援課 011-330-8807

参考URL : <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-78.pdf>



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。

事業内容

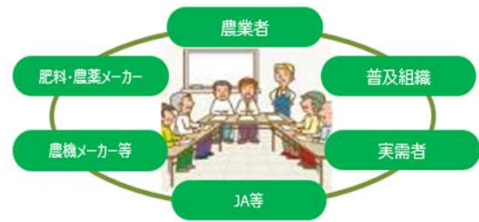
化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、農業における温室効果ガスの排出量削減を推進するため、農業者、実需者、農薬・肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、農業協同組合、普及組織等の地域の関係者が参画する協議会を組織し、グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組の検討を支援する。

①総合的病害虫管理や生分解性マルチの利用、プラスチックによる環境影響の低減など、環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する先端技術等について、産地に適した技術の検証

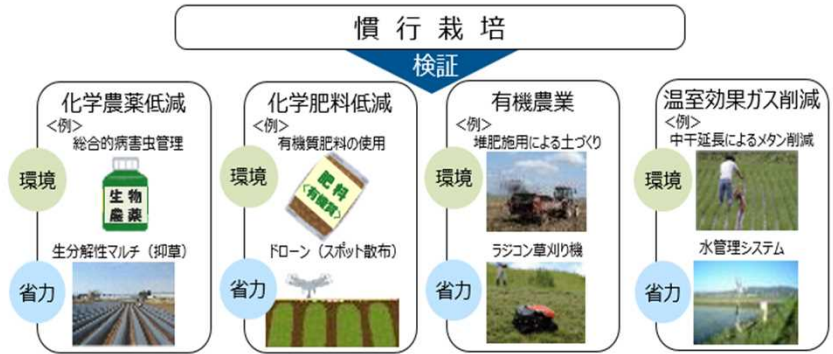
②グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの検討や、産地内への普及に向けた5年後の産地戦略（ロードマップ）の策定

③産地で策定した栽培マニュアルや産地戦略について、他産地や農業協同組合、地方銀行などの関係機関に広く情報発信（パンフレット・動画の作成、セミナーの開催等）

- 産地内の農業者や実需者等の関係者が参画する協議会を組織



- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



- 成果の普及



補助率

定額

補助対象者

協議会、都道府県、市町村

問い合わせ先

農林水産省 農産局 技術普及課 03-6744-3769
北海道農政事務所 生産支援課 011-330-8807

参考URL : <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-78.pdf>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、環境負荷軽減の技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGsに対応し、環境負荷軽減と収益性向上を両立したモデル産地を育成する取組を支援する。

事業内容

- SDGs対応型産地づくり支援

SDGsに対応した、抜本的な環境負荷軽減と収益性向上を両立したモデル産地を育成するため、SDGs対応に向けた検討会の開催や、省エネ機器設備・資材等の新技術導入と実証、環境影響評価等に対して支援する。

補助率

定額、1/2

補助対象者

都道府県、協議会

問い合わせ先

農林水産省 農産局 園芸作物課 03-3593-6496
北海道農政事務所 生産支援課 011-330-8807



環境負荷軽減の技術を活用した、
持続可能な施設園芸への転換を促進

参考URL : <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-78.pdf>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、スマート農業技術を活用して、持続性の高い生産基盤の構築を目指すスマート農業産地の取組を支援する。

事業内容

実用化段階にあるスマート農業技術を活用して、労働力不足等の産地が抱える課題を解決しつつ、環境負荷の低減など持続性の高い生産基盤の構築を目指す、機械導入等と一体的に行うスマート農業産地の取組を支援する。

- ① 推進会議の開催
事業実施計画の具体化、事業の進捗管理、事業成果のとりまとめ 等
- ② スマート農業技術の実証
「スマート農業技術の導入による技術・経営面への効果」及び「環境負荷低減への効果」を明らかにするための実証
- ③ 実証成果等の普及・情報発信
ア 実証で得られた成果を普及するための標準手順書の策定
イ 研修等の開催、技術指導の実施
ウ 標準手順書の概要や事業成果をまとめた動画等を用いた情報発信

補助率 定額、1/2以内

補助対象者 協議会

問い合わせ先

農林水産省 農産局 技術普及課 03-6744-3769
北海道農政事務所 生産支援課 011-330-8807

参考URL : <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-78.pdf>



ゼロカーボン地域プロジェクト支援事業（ゼロカーボン・イノベーション導入支援事業）

事業内容

地域のエネルギー資源を、低コストで使いやすい形態に変換する新技術など新エネルギーの先進的技術等の導入を支援する

補助対象物

実用化目前の新エネルギーに係る先端技術を北海道の地域特性に合わせ最適化して実装する取組に要する設計や設備導入等

補助率

2/3以内（上限7,000万円）

補助対象者

地方公共団体又は地方公共団体と企業、大学等とのコンソーシアム

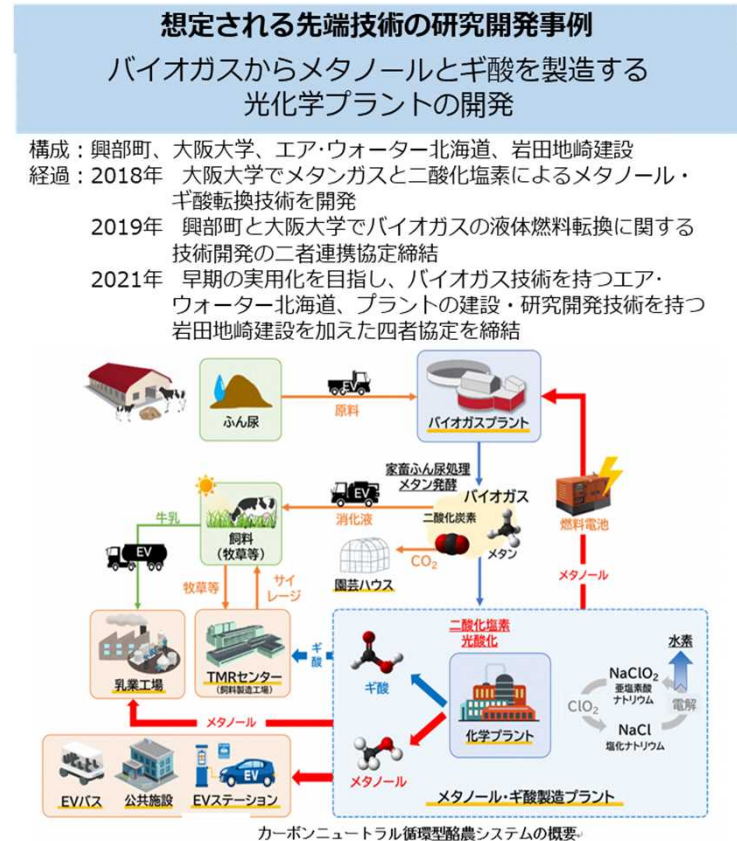
特筆すべき要件等

事業期間：最長3ヶ年度（補助額は最大3ヵ年2億円）

問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局
環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室
011-204-5319

参考URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kikin.html>



カーボンニュートラル循環型酪農システムの概要

事業内容

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

補助対象物

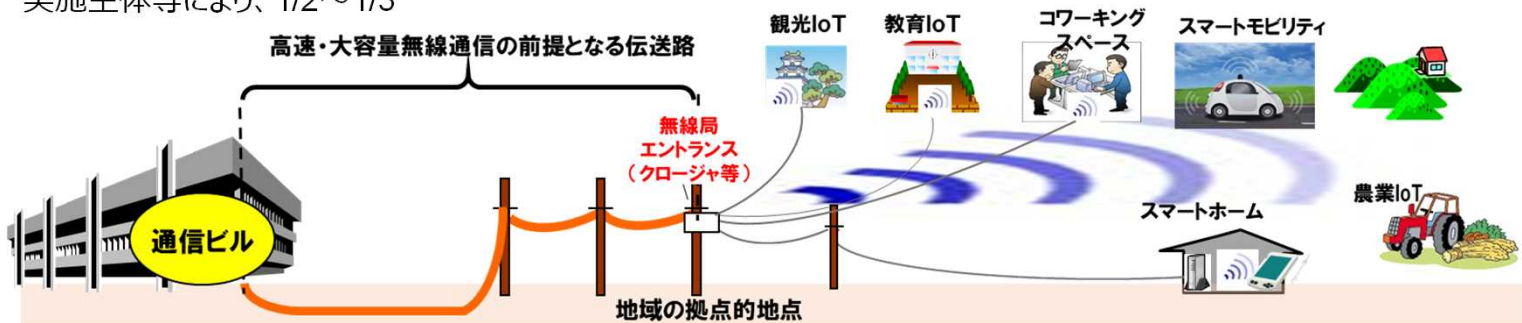
伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

補助対象者

直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等
間接補助事業者：民間事業者

補助率

実施主体等により、1/2～1/3



問い合わせ先

北海道総合通信局 情報通信振興課 011-709-2311(内4714) chiiki-s@soumu.go.jp

参考URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html

道内炭層エネルギー等利活用促進事業

事業内容

環境負荷の低減に資する新たな道内炭の活用方法に関する研究の促進やこうした研究動向などに対する道民への理解促進を図る。

補助対象物

道内炭層等を含めた石炭資源を活用した環境負荷低減に資するクリーンコール技術の実証試験に要する経費

補助率

1/2以内

補助対象者

石炭層を有する市町村や民間企業、研究機関等を含むコンソーシアム

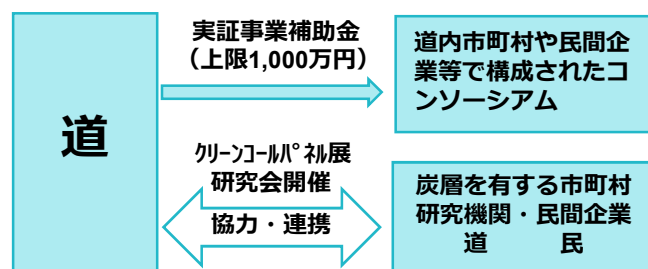
特筆すべき要件等

事業計画の募集時期は別途お知らせします。

問い合わせ先

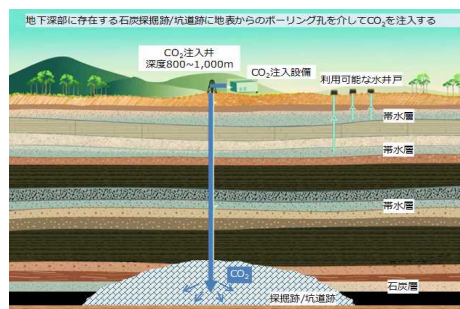
北海道 経済部 環境・エネルギー局
環境・エネルギー課産炭地振興係
011-204-5321

実施イメージ



補助対象となる実証試験の例

- 炭層メタンガス生産・利活用技術
- 石炭地下ガス化技術
- 二酸化炭素回収・利用・貯留技術 など



【二酸化炭素貯留技術実証試験の例】